東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・ 資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度

産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル 中 請 の 手 引 き

令和6年4月 (評価基準改正 令和5年3月)



東京都環境局



東京都知事指定第三者評価機関公益財団法人 東京都環境公社

令和6年度申請の手引き 目次

番号	内容	ページ数
1	制度の概要	1
2	申請の資格・対象者	1
3	申請区分	1
4	申請受付期間・書類送付先	2
5	申請から認定・公表までの流れ(概要)	3
6	申請方法	4
7	申請書類ファイルの作成	7
8	申請手数料	12
9	評価内容及び審査	15
10	判定及び認定	18
11	認定証の取扱い・ロゴマーク等の使用	18
12	認定後の変更届等	19
13	留意事項	20
14	申請に係る様式(記入例)	21
	申請書類チェック表(インデックス表)	22
	様式第1号「認定申請書」	23
	様式第2号「同意書」	27
	様式第3号「環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書」	28
	様式第4号「納税等の状況に関する誓約書」	29
	<参考「様式第4号」関係 >	30
	様式第5号「インターネットによる情報公開に関する確認書」	32
	様式第6号「経営状況確認書」	37
	様式第7号「労働安全衛生関係法令の規定による労働災害の発生状況に関する自己申告書」	39
15	評価基準表(自己評価含む)	41
	(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)	43
	(2) 収集運搬業(積替え保管を含む)	50
	(3) 中間処理業	59
	(4) 専門性 ① 収集運搬業(積替え保管を除く)	71
	専門性 ② 収集運搬業(積替え保管を含む)	72
	専門性 ③ 中間処理業	74
16	巻末「参考資料」(記載例)	75
	参考資料1「低公害・低燃費車両、重機」の項目	77
	参考資料2 インターネット情報公開における事業計画の概要 (1)収集運搬業(積替え保管を除く)	80
	(2)収集運搬業(積替え保管を含む)	82
	(3)中間処理業	84
	参考資料3 施設維持管理記録	86

1 制度の概要

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の 少ない取組を行っている優良な事業者を、東京都から第三者評価機関として指定されている 公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する制度です。

認定の有効期間は、新規申請の場合は2年後の年度末まで、更新申請の場合は3年後の年度末までです。

2 申請の資格・対象者

(1) 申請の資格

東京都知事又は八王子市長もしくはその両方の産業廃棄物処理業許可を取得し、評価及び 認定を受けようとする業の区分において、<u>都内での産業廃棄物処理業の許可取得後1年以上</u> の事業者

(2) 申請にあたって満たすべき条件

評価基準表(P.43~74)で業の区分ごとに自己評価し、基準を満たすこと。 評価の基準については、【9 評価内容及び審査】(P.15)を参照ください。

(3) 対象者

① 新規申請: 新たに優良性基準適合認定を希望する事業者

② 更新申請: 令和7年3月31日にて認定の有効期間が終了する認定事業者で、

令和7年4月1日より継続して優良性基準適合認定を希望する事業者

3 申請区分

- (1) 認定の区分は、次の①~②のとおりです。
 - ① 産 廃 エ キ ス パ ー ト (第1種評価基準) : 業界のトップランナー的優良事業者
 - ② 産廃プロフェッショナル(第2種評価基準): 業界の中核的役割を担う優良事業者
- (2) 業の区分は、次の①~③のとおりです。許可証と同一の業区分での申請とします。
 - ① 収集運搬業(積替え保管を除く)
 - ② 収集運搬業(積替え保管を含む)
 - ③ 中間処理業

(3) 専門性評価基準

特別管理産業廃棄物における<u>感染性産業廃棄物を扱う場合のみ</u>が対象となります。 専門性評価基準のみの単独申請はできません。業の区分に加えて申請してください。

(4) 同時申請

東京都又は八王子市もしくはその両方において複数の業の許可を取得している場合は、<u>取</u> <u>得しているすべての業の区分を申請</u>してください。

4 申請受付期間・書類送付先

(1) 申請受付期間

- ① 申請エントリー(以下「Web エントリー」という。)
 - ■Web エントリーは令和6年5月20日(月)より開始します。
 - ■Web エントリーにより、申請事項を登録してください。 エントリーで作成した申請 書類を下記期間内に公社まで提出することで申請となります。

② 更新申請

• 収集運搬業(積替え保管を除く)の書面受付期間

: 令和6年5月20日(月)~7月19日(金)

• 収集運搬業(積替え保管を含む)の書面受付期間

: 令和6年5月20日(月)~7月26日(金)

• 中間処理業の書面受付期間

: 令和6年5月20日(月)~7月26日(金)

・ 収集運搬業 + 中間処理業(同時申請)の書面受付期間

: 令和6年5月20日(月)~7月31日(水)

③ 新規申請

• すべての業の区分の書面受付期間

: 令和6年5月20日(月)~8月23日(金)

- *書面受付後、事務局で内容を確認し、受領出来ないと判断した場合は一度返却させていただきます。 (この場合、送料は申請者の負担となります。)
- *書類作成の事前相談等をご希望の場合は、あらかじめ電話で日時の予約をしてください。

(2) 申請書類送付先

郵便番号 130-0022

住 所 東京都墨田区江東橋四丁目 26番5号 東京トラフィック錦糸町ビル5階

名 称 公益財団法人 東京都環境公社 優良性認定評価室

マーサンパイ電話 03-3644-1381

※土・日・祝日、年末年始を除く 9 時から 12 時、13 時から 17 時まで

5 申請から認定・公表までの流れ(概要)

(1) レベル確認の自己評価

東京都環境公社 Web ページから申請する業の『評価基準表』をダウンロードし 自己評価を行う。

P.4



(2) Web エントリーと申請書類作成、申請手数料振込

- ① 東京都環境公社 Web ページの申請フォームからエントリーする。
- ② 必要書類を印刷・ダウンロード保存し、必要項目を入力し印刷する。
- ③『評価基準表』の【書面審査】に基づく書類を準備する。
- ④ 申請手数料の振込をする。
- ⑤ 書面にインデックスをつけ、ファイルに綴じる。(正本・副本作成)

P.4 P.14



(3) 申請書類を提出(郵送)

- ① 正本一式
- ② 副本の様式第1号のみ(受付印を押して返却します。)
- ③ 担当者の名刺
- ④ 返信用封筒(切手貼付け)※②の返却用
- ⑤ レターパック(プラスかライト) ※認定証交付時使用 *45には返送先を記入してください。

P.11



< 審査 >

(4) 書面審査

- ★評価員にて書面審査を行います。
- 不足書類がある場合は、メールにて連絡しますので提出してください。

P.15

(5) 現地審査

- ★評価員にて現地審査を行います。日程はメールにて連絡します。
- ・副本及び『評価基準表』の【現地審査】に係る書類を用意してください。

P.17



8月

5

10 月

頃

5月

S 7 户 頃

時期は例年の目安です。

年度によって異なります

3月 頃

(6) 評価委員会【判定】

- ★評価委員会にて評価内容の審議と判定を行います。
- ★「判定結果通知書」の郵送と認定事業者の公表を行います。

(7) 認定証交付

- ★1月(新規)認定事業者 認定証交付
- ★3月(更新)認定事業者認定証交付

P.18

6 申請方法

(1) レベル確認の自己評価

① 始めに、東京都環境公社 Web ページから申請する業の『評価基準表』をダウンロード してください。

(東京都環境公社 Web ページ トップページ → 優良性基準適合認定制度事業 →令和6年度申請について→ STEP1. レベル確認の自己評価 よりダウンロードできます。)

② 次に、評価基準表の申請者記入欄における得点をプルダウンで入力していくと、得点率が表示されますので、基準を満たしているか確認してください。

(2) Web エントリー

詳細は、東京都環境公社 Web ページをご確認ください。

(東京都環境公社 Web ページ トップページ → 優良性基準適合認定制度事業 →令和 6 年度申請について)

東京都環境公社 Web ページ:

https://www.tokyokankyo.jp/apply/certification/

もしくは、右の QR コードから進めます。



【Web エントリーは 早めに行ってください。】

Web エントリーをすることで、必要な様式をダウンロードし、準備を進めることができます。

スムーズな申請のために、早めの Web エントリーをお願 いいたします。

(3) 申請用紙等のダウンロード

①Web エントリーで STEP3 の送信まで完了すると、下記の書面ダウンロード画面に移ります。 この画面を閉じずに、必ずすべてをダウンロード して PC のデスクトップ等に保存し、書類を作成してください。(Web エントリーで入力された一部の内容は PDF の各様式に転記されます。)



※上記デザインはイメージです。

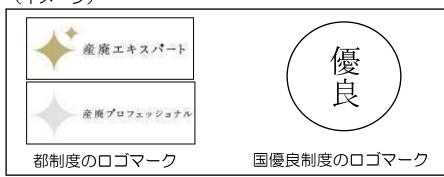
②入力は【14 申請に係る様式(記入例)】(P.22~P.39)を参照してください。

(4) 様式第1号「優良産廃処理業者認定の取得状況一覧の申告」の作成

申請時において、環境省が所管する「優良産廃処理業者認定」(以下「国優良」という。)を 取得している場合、本制度の提出書類を一部省略できる可能性があります。

「国優良」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく制度です。通常、認定業者は、許可証に「優良」マークが付されています。

(イメージ)



<省略の対象となる項目及び省略できる事項(概要)>

<u> </u>	省略できる事項	
遵法性	納税等	納税証明書(直前3年分)等
	インターネット情報公開	•様式第5号<更新履歴情報>
	①会社概要	の記入
安定性	②施設及び処理状況	・最新の公表画面の写し
	③財務諸表等	
	④料金表等	

<提出書類一部省略までの流れ>

令和4年4月1日以降に取得・更新した国優良の有無を確認(他の道府県市、業を含む)



・取得有り

取得無し

・令和4年3月31日以前に取得

<u>省略できる可能性があります。</u>

様式第1号の最後のページ「優良産廃処理業者認定の取得状況一覧の申告」にて、取得「有り」に図し、必要情報を入力してください。

省略はできません。

評価基準表に従って提出書類を準備 してください。



省略できる書類については事務局にて申請内容を確認後、<u>個別にメールで連絡いたします。</u>内容確認にお時間をいただくため、省略対象外の書類から先に準備を進めていただくようお願いいたします。

2 週間経っても連絡が無い場合は、お手数ですが事務局までお問合せください。

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が提供する「履歴証明書または適合証明書」を提出できる方については、一部の書面の提出を省略できます。詳細は、手引き P.32 を確認してください。

(5) 「評価基準表書類」の作成

- ① 様式の準備ができましたら、「評価基準表」で指定された書面審査のための書類を準備してください
- ② 書面審査の書類は、評価基準表 【令和 6 年申請用】の<評価の基準及び書面審査・現地 審査の内容>欄の【書面審査】に書かれています。

(※業の区分、認定の区分により異なります。)

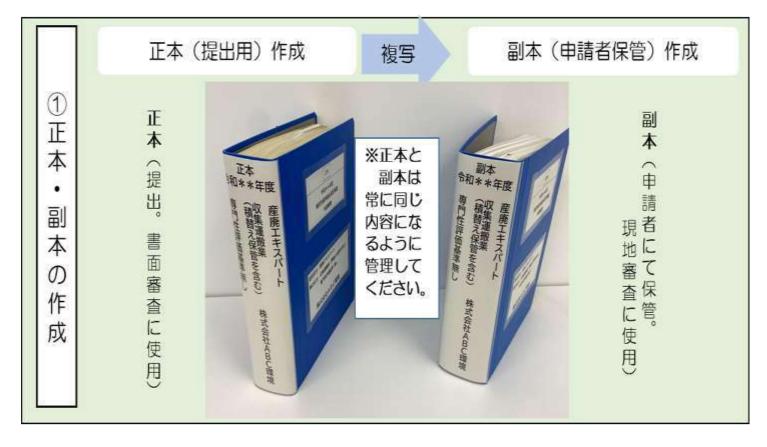
③ 評価基準表書類が準備できましたら、評価基準表の左端の列に記載されている番号をインデックスに記入し、書類につけてください。

7 申請書類ファイルの作成

① 業の区分ごとに正本・副本を作成してください。

正本にて書面審査を行います。

審査の過程で追加資料を請求する場合がありますので、その際は副本にも追加した書類を 綴じこみしてください。



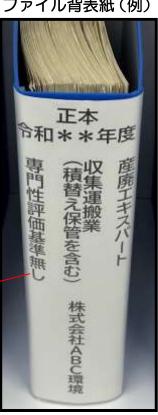
② 申請書類ファイルの表紙及び背表紙には、下記の記入例のように表示してください。

ファイル表紙 (例)

ファイル背表紙(例)



専門性の申請を する場合は「あり」、 しない場合は「無し」 と記入。



③ 複数の業を同時に申請する場合は、業の区分ごとにファイルを作成してください。



収集運搬業(積替え保管を除く)

収集運搬業(積替え保管を含む)

ウ

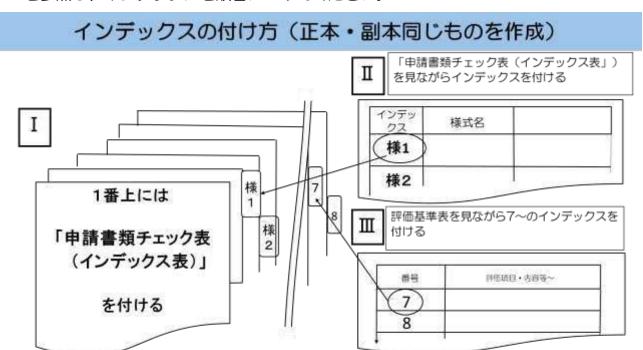
中間処理業

く収集運搬業と中間処理業を同時申請される場合について>

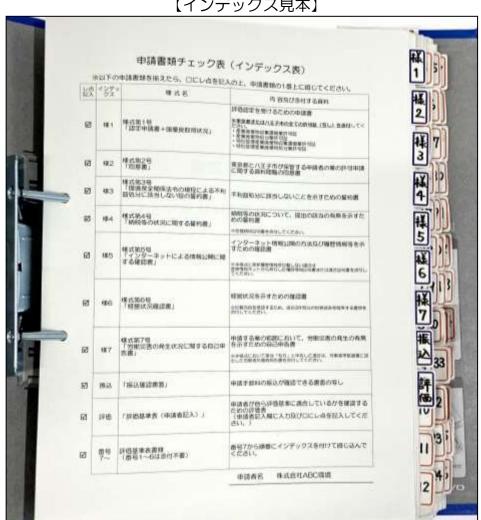
第1号から第7号の様式と、その添付書類及び「振込確認書面」については、1部のみの提出 で結構です。

収集運搬業のファイルに綴じて提出してください。

④【申請書類チェック表(インデックス表)】P.22及び【評価基準表】P.43~74の番号 を参照し、インデックスを順番につけてください。



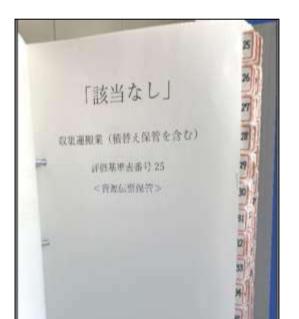
必要な書面は、認定の区分及び業の区分により異なります。申請の区分に合わ せた番号のインデックスを付けてください。(1~6はインデックスなし)



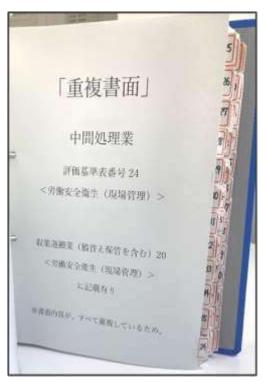
【インデックス見本】

⑤ 該当する書面がない場合は、「該当なし」と記入、同時申請で重複書面がある場合は、「重複書面」と記入した書面を作成し、インデックスを付けてファイルに綴じてください。

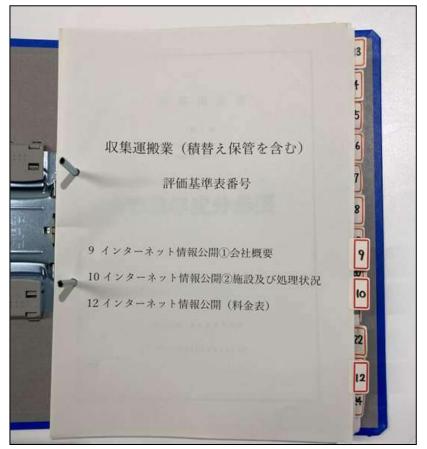
【「該当なし」の見本】



【「重複書面」の見本】



ひとつの書面で複数の項目を兼ねる場合は、その書面に該当するインデックスを貼ってください。



(参考) Web ページ

※お願い 各項目の<u>該当す</u> る箇所を赤で囲 み、公表項目が掲 載されている場 所が、一目でわか るようにしてく ださい。



⑦以下の書類を揃えて提出してください。

く提出するもの>①正本 ②副本の様式第1号のみ ③担当者の名刺 ④返信用封筒(切手貼付け)⑤レターパック



⑦書類の提出(郵送)

8 申請手数料

- (1) 申請手数料 (P.13~14 のとおり)
 - ① 申請書類提出前に下記く振込先>へお振り込みください。
 - ② 「振込金受取書」「ご利用明細書(ATM)」等、振込が確認できる書面の写しを申請書のインデックスに「振込」と記入して提出してください。

*インターネットバンキングを利用した振込の場合、振込日・振込先・振込人・金額等の情報が記載されている画面の写しをご提出ください。

- ③振込手数料は申請者の負担となります。
- ④ 一度納入された申請手数料は、原則返金いたしません。

※審査の途中でエキスパートの基準を満たせず、プロフェッショナルへ認定区分が変更になった場合でも返金いたしません。<u>必ず、申請の前に基準を満たしていることを確認してから認定の区分を決めてください。</u>

インボイス制度 登録番号: T2010605002504 消費税率: 10%

く振込先>

銀行口座

銀行名 三菱UFJ銀行

支店名 深川支店

店 番 086

□座番号 1599124 (普通預金)

□ 座 名 公益財団法人 東京都環境公社

(2) 遠隔地の審査

- ① 都の島しょ地域及び都外の遠隔地において現地審査を実施する場合は、審査の終了後に評価員の交通費及び宿泊費を申請者へ請求いたします。
- ② 現地審査は評価員2名で行いますので、交通費、宿泊費は2名分となります。
- ③ 算出基準は、以下のとおりとなります。
 - ・錦糸町駅を起点として、申請者の現地審査所在地までの公共交通機関の路線距離が 100km 以遠の場合、往復の鉄道賃を請求いたします。(特急料金を含む。)
 - ・北海道、四国、九州(沖縄含)及び都の島しょ地域の場合は往復の航空賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。ただし、都の島しょ地域で交通手段が船便のみの場合は往復の船賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。
 - ・遠距離の場合や交通事情により、日帰りが不可能な場合は宿泊費として 1 人 1 泊当たり 10,000 円を請求いたします。

申請手数料表(消費税及び地方消費税を含む)

【新規申請】

単独の業の申請手数料

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業		専門性
産廃エキスパート	154,000円	198,000円	220,000円		22.000
産廃プロフェッショナル	110,000円	154,000円	176,000円	+	33,000F

複数の業の申請手数料(認定の区分が同一の場合)

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
	収集運搬業 (積替え保管を除く)	- 産廃エキスパート	中間処理業	297,000円	330,000円	363,000円
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	319,000円	352,000円	385,000円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル・	中間処理業	231,000円	264,000円	297,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	253,000円	286,000円	319,000円

複数の業の申請手数料(認定の区分が異なる場合)

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
	収集運搬業 (積替え保管を除く)		中間処理業	253,000円	286,000円	319,000円
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を含む)	産廃プロフェッショナル・	中間処理業	286,000円	319,000円	352,000円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を除く)	275,000円	308,000円	341,000円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	297,000円	330,000円	363,000円

【更新申請】

単独の業の申請手数料

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃エキスパート	137,500円	181,500円	198,000円
産廃プロフェッショナル	99,000円	137,500円	159,500円

+ 33,000円

複数の業の申請手数料(認定の区分が同一の場合)

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の申請を する場合	業の区分①及び ②にて専門性の申請を する場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	- 産廃エキスパート	中間処理業	266,750円	299,750円	332,750円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	288,750円	321,750円	354,750円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	**************************************	中間処理業	209,000円	242,000円	275,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)	·産廃プロフェッショナル· 	中間処理業	228,250円	261,250円	294,250円

複数の業の申請手数料(認定の区分が異なる場合)

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の申請を する場合	業の区分①及び ②にて専門性の申請を する場合
	収集運搬業(積替え保管を除く)		中間処理業	228,250円	261,250円	294,250円
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を含む)	- 産廃プロフェッショナル -	中間処理業	261,250円	294,250円	327,250円
	中間処理業		収集運搬業(積替え保管を除く)	247,500円	280,500円	313,500円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	266,750円	299,750円	332,750円

9 評価内容及び審査

(1) 評価の基準

① 産 廃 エ キ ス パ ー ト 「遵法性」、「安定性」及び「先進的な取組」の適合について判定します。

② 産廃プロフェッショナル 「遵法性」、「安定性」の適合について判定します。

- ③ 専門性評価基準(感染性廃棄物を取扱う場合に限る。) 「専門性」の適合について判定します。
- ④ 評価基準における必須項目

評価基準表の<u>「遵法性」及び「専門性」の項目は、産廃エキスパート、産廃プロフェッ</u>ショナルともに、該当する項目のすべてを満たしていることを必須とします。

「安定性」及び「先進的な取組」は、各々の評価項目の得点合計を配点合計で割った得点率が下記の基準を満たすものを認定します。 (得点÷配点=得点率)

⑤ 産廃エキスパートでは、「**安定性**」内の指定された項目を必ず取得していることとし、 得点合計に含めます。

<評価の適合基準>

区分	遵法性	安定性	先進的な取組
産廃エキスパート	全項目	80%以上(一部必須)	60%以上
産廃プロフェッショナル	(100%)	70%以上	_

	専門性 (感染性廃棄物)
	(念案住廃棄初)
+	全項目 必 須 (100%)

<必ずお読みください>

令和5年度から、上記の「評価の適合基準」が変更となりました。 産廃エキスパートを申請される方は、遵法性の他に、<u>安定性においても</u> 指定された項目は必ず取得していただく必要があります。

(2) 審查方法

評価基準表に基づき、書面審査及び現地審査を実施します。

- ① 書面審査は、提出された申請書類について評価員が審査します。 なお、書面審査において不足及び不備がある場合には、追加または再提出していただき ます。
- ② 現地審査は、原則として評価員を2名1組とし、申請者の許可住所や施設住所の施設において、現地審査書類の内容をヒアリングや目視で確認し、評価基準に適合しているかを審査します。

(3) 現地審査について

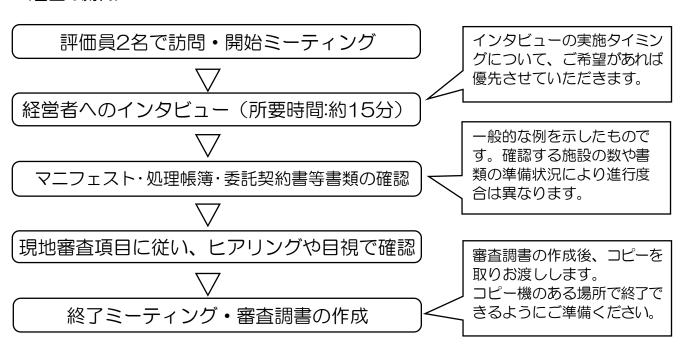
く準備する書類>

- ① 現地審査において必要な書類は、<u>評価基準表の【現地審査】P.43~74</u>のとおりです。 副本と併せて、審査を行う施設に集めて用意しておいてください。
 - なお、確認する書類及び現地審査の日時については、事前にメールにて連絡いたします。 (下記②と③においてもこの時に詳細をお知らせします。)
- ② マニフェストと、その内容を照合できる処理帳簿及び委託契約書は、新規申請者は過去 5年間分の中から、更新申請者は前回の審査日以降の中から指定し、確認させていただきます。
- ③ マニフェストや処理帳簿を電子情報で管理している場合は、端末画面で確認させていただき、状況により印刷・撮影することがあります。

<審査に要する時間>

- ・単独の業の区分で申請した場合:午前又は午後のうち2~3時間程度
- 複数の業の区分で申請した場合:午前及び午後
- ※「経営理念」の評価項目確認にあたり、訪問時間のうち 15 分程度の時間で経営者 インタビューをさせていただきます。
- ※書類の準備状況、審査する施設の数・移動距離等により所要時間は前後いたします。

<審査の流れ>



10 判定及び認定

(1) 評価委員会の判定

評価委員会は、評価員が実施した書面審査及び現地審査の調査結果を基に、申請者の評価 基準への適合の可否について判定します。

なお、産廃エキスパートで申請した事業者については、審査の結果、得点率が評価の基準 に満たなかった場合でも、産廃プロフェッショナルの基準を満たしていれば、産廃プロフェ ッショナルの適合を認めるものとします。

(2) 認定の通知

- ① 評価委員会にて判定後、申請事業者に「判定結果通知書」を郵送します。
- ② 認定基準適合事業者については、東京都環境公社の Web ページで公表します。 また、東京都知事と八王子市長に認定の結果を報告し、東京都と八王子市は報告に基づき、 評価基準適合事業者の名称等を Web ページで公表します。
- ③ 認定基準適合事業者には、認定証を交付します。(新規事業者は1月、更新事業者は3月)

11 認定証の取扱い・ロゴマーク等の使用

- (1) 認定証の取扱い
 - (1) 主たる事務所の見やすい場所に掲示してください。
 - ② 第三者に譲渡又は貸与することはできません。

(2) ロゴマーク等の使用

認定事業者は、申請することにより「ロゴマーク(シール・マグネット)」及び「ロゴデータ」の使用ができます。「ロゴマーク(シール・マグネット)」及び「ロゴデータ」の使用の詳細については、東京都環境公社のWebページを確認してください。

【使用例】

〈名刺〉

〈 収集運搬車 〉







(3) 優良性基準適合認定制度(第三者評価制度)の認定マークが入った『産業廃棄物処理業許可証』の交付

ご希望の方は、<u>東京都又は八王子市に「許可証再交付申請書」を提出することにより、</u> ロゴマーク及び認定番号を付した『産業廃棄物処理業許可証』が交付されます。

(4) 優良性基準適合認定業者であることを証する書面『確認書』の交付

ご希望の方は、東京都又は八王子市に「優良性基準適合認定確認申請書」を提出することに より『確認書』が交付されます。

くお問い合わせ>・東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当

03-5388-3587

• 八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

042-620-7458







12 認定後の変更届等

申請した情報に変更等が生じた場合、東京都環境公社のWebページより様式をダウンロードし、公社まで提出してください。

東京都環境公社 Web ページ:

https://www.tokyokankyo.jp/apply/certification/もしくは、右のQRコードから進めます。



(1) 変更届出書

法人は、<u>名称・代表者・住所・業の区分のいずれかの変更</u>が生じた場合個人は、<u>氏名・住所・業の区分のいずれかの変更</u>が生じた場合東京都環境公社 Web ページに記載の届出書と必要書類を公社へご提出ください。変更内容を確認のうえ、認定証を再発行いたします。

(2) 廃止届出書

認定を受けた業の区分に係る事業を廃止した場合、又は廃業、吸収合併等の理由により認定証が不要となった場合(あわせて認定証を返納してください。)

(3) 再交付申請書

認定証を紛失、又は毀損したとき(毀損の場合には、認定証を添付してください。) ※上記以外にも様式がございます。必要に応じてWebページをご確認ください。

13 留意事項

- (1) 評価基準の認定を受けるか否かは事業者の任意です。また、評価基準に適合している か否かは、業の許可基準とは本質的に性格が異なり、処理業を営む上で制度的な制約条 件となるものではありません。
- (2) 認定制度は、あくまでも評価基準への適合を認定するものであり、認定基準適合事業者が不法行為や不適正な処理を行わないことを、東京都、八王子市及び東京都環境公社が保証するものではありません。
- (3) 認定の更新をしなかった場合、もしくは認定が廃止になった場合は、認定期間終了後、 速やかに Web ページ上の認定の記載を削除し、ロゴマークの使用をお控えください。

14申請に係る様式(記入例)

※申請書類チェック表を一番上に綴じてください。

- (1) 様式第1号「認定申請書」
- (2) 様式第2号「同意書」
- (3) 様式第3号「環境保全関係法令の規程による不利益処 分に該当しない旨の誓約書」
- (4) 様式第4号「納税等の状況に関する誓約書」<参考「様式第4号」関係 >
- (5) 様式第5号「インターネットによる情報公開に関する確認書」
- (6) 様式第6号「経営状況確認書」
- (7) 様式第7号「労働安全衛生関係法令の規定による労働 災害の発生状況に関する自己申告書」

※詳細は【6 申請方法】(P.4)を参照してください。

申請書類チェック表(インデックス表)

記入例

※以下の申請書類を揃えたら、□にし点を記入の上、申請書類の1番上に綴じてください。

レ点 記入	インデッ クス	様式名	内容及び添付する資料
Ø	様1	様式第1号 「認定申請書+国優良取得状況」	評価認定を受けるための申請書 ※東京都または八王子市の全ての許可証(写し)を添付してください。 ・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
Ø	様2	様式第2号 「同意書」	東京都と八王子市が保管する申請者の業の許可申 請に関する資料閲覧の同意書
Ø	様3	様式第3号 「環境保全関係法令の規程による不利 益処分に該当しない旨の誓約書」	不利益処分に該当しないことを示すための誓約書
Ø	様4	様式第4号 「納税等の状況に関する誓約書」	納税等の状況について、提出の該当の有無を示す ための誓約書 ※各種納税証明書を添付してください。
V	様5	様式第5号 「インターネットによる情報公開に関する確認書」	インターネット情報公開の方法及び履歴情報等を示すための確認書 ※本様式に更新履歴情報を記載しない場合は 産廃情報ネットから発行した履歴情報証明書または適合証明書を添付 してください。
Ø	様6	様式第6号 「経営状況確認書」	経営状況を示すための確認書 ※記載内容を確認するため、直前3年間分の財務諸表等関係する書類 を添付してください。
V	様7	様式第7号 「労働安全衛生関係法令の規定による 労働災害の発生状況に関する自己申告 書」	申請する業の範囲において、労働災害の発生の有無を示すための自己申告書 ※本様式において事故「有り」と申告した場合は、労働基準監督署に 提出した労働者死傷病報告書を添付してください。
Ø	振込	「振込確認書面」	申請手数料の振込が確認できる書面の写し
Ø	評価	「評価基準表(申請者記入)」	申請者が自ら評価基準に適合しているかを確認するための評価表 (申請者記入欄に得点入力及び口にレ点記入して ください。)
Ø	番号 7~	評価基準表書類 (番号1〜6は添付不要)	番号7から順番にインデックスを付けて綴じ込んでください。

申請者名 株式会社環境〇〇〇

申請フォームから自動で転記されます。

****年 **月 **日

東京都知事指定第三者評価機関
公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

〒130-0022

申請者住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号

東京〇〇ビル8F

<u>許可証の記載どおりに入力してください。</u> <u>(例)一丁目2番3号</u>

氏 名 株式会社環境〇〇〇

代表取締役 環境 正太郎 (押印不要)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

認定申請書

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施 要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

■ 申請内容

申請内容	認定の区分	業の区分	専門性の有無 (有の場合:業の区分)	申請手数料 (円)
新規	産廃エキスパート	収集運搬業(積替え保管を除く)	収集運搬業(積替え保管を除く)	363,000 円
新規	産廃エキスパート	中間処理業	中間処理業	303,000 1

■ 東京都の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

Þ	区分	分東京都の許可番号 許可	
産業廃棄物	収集運搬業	13-00-****	****年*月**日まで
<u>连未</u> 烷来初	中間処理業	13-20-****	****年*月**日まで
特別管理	収集運搬業	13-50-****	****年*月**日まで
産業廃棄物	中間処理業	13-70-****	****年*月**日まで

■ 八王子市の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

Z	公分	八王子市の許可番号	許可期限
産業廃棄物	収集運搬業	109-10-****	****年*月**日まで
<u> </u>	中間処理業		
特別管理	収集運搬業	│ <u>八王子市の許可証をお持ちの場合は</u> │ 「109」から始まる番号	
産業廃棄物	中間処理業		

■ 申請者のホームページアドレス http://www.〇〇〇.jp

■ 今回の申請に関する内容の問合せ先(行政書士等、代理人がいる場合はその情報を記入)

	氏名	産廃 三郎	フリガナ	サンパイ サブロウ	
社内担当者、 又は代理人の	会社名	産廃行政書士事務所	部署 役職名	法人部 チーフ	
連絡先	メールアドレス	sanpai-s@kankyo.jp			
	電話番号	03-0000-0001			
担当者の方と 連絡が取れな	氏名	産廃 次郎	フリガナ	サンパイ ジロウ	
かった場合の連絡先	部署 役職名	総務部 課長	電話番号	03-0000-0002	
備考					

■ 申請する会社の担当者連絡先(上記に記入した担当者と異なる場合のみ記入)

	氏名	産廃 太郎	フリガナ	サンパイ タロウ
申請者 担当者	部署 役職名	総務部 部長	電話番号	03-0000-0003
1	メールアドレス	sanpai-t@kankyo.jp		

■ 第三者評価機関の認定番号(更新申請される方は記入)

区分	収集	中胆如如类	
运 方	(積替え保管を除く)	(積替え保管を含む)	中間処理業
産廃エキスパート			
産廃プロフェッショナル			

■ 収集運搬業(積替え保管含む)及び中間処理業の施設に関する情報(都内全て)

収集運搬業(積替え保管	●収集運搬業	住 所:東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号
を含む)の方は、都内の	○中間処理業	施設名:積替え保管施設1(墨田ベース)
「積み替え保管施設」の住	●収集運搬業	住 所:東京都江東区新砂○丁目○番○号
所(許可証の記載どおり)	○中間処理業	施設名:積替え保管施設 2(新砂ベース)
と施設名を入力してくださ	○収集運搬業	住 所:東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	●中間処理業	施設名:処理施設 1(新宿工場)
中間処理業の方は、都内	○収集運搬業	住 所:東京都立川市錦町〇丁目〇番〇号
の「事業の用に供する施	●中間処理業	施設名:処理施設 2(多摩リサイクルセンター)
設」の住所(許可証の記載	○収集運搬業	住 所: 許可証の記載どおりに入力してください。
どおり)と施設名を入力し	○中間処理業	施設名: (例) 一丁目2番3号
てください。	○収集運搬業	住 所
	○中間処理業	施設名:

■ 収集運搬業で届出している駐車場の情報(届出している都内全ての駐車場を入力)

	東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号		所有
駐車場所在地	東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号	使用	賃貸
(都内)		権原	

■ 申請者	■ 申請者のマニフェスト状況及び現地審査情報等						
電子マニフェ有無	ェスト加入の	収集運搬業:有 中間処理業:有	取り扱うマニフェストのうち 電子マニフェストが占める割合		約	9	割
紙マニフェスト保管状	整理方法	月または日ごとに整理し	している		-		
況	月の枚数	月に約1,200 枚以上					
マニフェスト、処理帳簿、 委託契約書の現地審査 用書類が確認できる施設 の名称・住所・最寄駅から 施設までの経路。複数の 施設を保有する場合は、 施設を回る際の希望順路 を記入。		中間処理施設が2箇所 ① 環境リサイクルセン 東京都江東区潮見〇〇 JR京葉線「潮見駅」から ② 環境プラント 東京都大田区城南島 ② 東京モノレール「流通セ 京急バス城南島循環地 バス停徒歩1分	ター 「目○番○号 5徒歩 10 分 ○丁目○番○号 にンター駅」から	①、②の順で希望し原則、先ず始。① の場所にま	めに評	価員が	
経営者インタ	ビューの	2 役職	名	Į	毛名		
回答者		代表取	表取締役 環境 正太郎				
<備考> ※記入しきれれ 項など、自由に さい。							

優良産廃処理業者認定の取得状況一覧の申告

環境省が所管する「優良産廃処理業者認定(以下「国優良」という。)」を取得している場合、提出書類を一部省略できる可能性があるため、取得の有無を以下のとおり申告します。

※業の許可証に「国優良」マークが付されています。

1. 令和4年4月1日以降の国優良の取得の有無

☑ 有り (「有り」の場合は、2.3.を記入) □ 無し (「無し」の場合は、2.3.の記入は不要) ※「有り」の方には別途(公財)東京都環境公社より「省略に係る詳細について」連絡します。

2. 東京都または八王子市の許可番号に基づく国優良

業の区分	国優良を取得した年月日
収集運搬業(積替え保管除く)	令和4年 8月 22日
収集運搬業(積替え保管含む)	年 月 日
中間処理業	令和4年 8月 22日
特別管理産業廃棄物(収集運搬業)	年 月 日
特別管理産業廃棄物(中間処理業)	年 月 日

[※]国優良を取得した許可証の写しを添付してください。

なお、申請書類チェック表の様式1に添付する許可証の写しと重複する場合は、必要はありません。

3. 他の道府県市での国優良

業の区分	道府県市名	国優良を取得した年月日
収集運搬業(積替え保管除く)	埼玉県	令和4年 10月 16日
収集運搬業(積替え保管含む)		年 月 日
中間処理業	埼玉県	令和4年 10月 16日
特別管理産業廃棄物(収集運搬業)		年 月 日
特別管理産業廃棄物(中間処理業)		年 月 日

※他の道府県市で国優良を取得した許可証の写しを添付してください。

<省略の対象となる項目及び省略できる事項(概要)>

対象	となる評価項目等	省略できる事項
		•各種納税証明書(直前3年分)
遵法性	納税等	・社会保険料の納入証明書(直前24か月分)
		・労働保険料の納入証明書(直前3年分)
	インターネット情報公開	・更新履歴情報の記載
	①会社概要	・最新の公表画面の写し
安定性	②施設及び処理状況	
	③財務諸表	
	④料金表等	

様式第2号

申請フォームから日付・住所・氏名が 自動で転記されます。

同 意 書

東京都知事指定第三者評価機関 公益財団法人東京都環境公社理事長殿

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度の審査に必要な情報について、東京都と八王子市が保管する以下の申請者の業の許可に関連する資料を、公益財団法人東京都環境公社が閲覧することに同意します。

****年 **月 **日

申 請 者 住 所 東京都墨田区江東橋○丁目○番○号 東京トラフィック錦糸町ビル8F

> 氏 名 株式会社環境〇〇〇 代表取締役 環境 正太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請フォームから日付・住所・氏名が 自動で転記されます。

環境保全関係法令の規程による不利益処分に該当しない旨の誓約書

東京都知事指定第三者評価機関 公益財団法人東京都環境公社理事長殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法 律施行令第4条の6に規定する法令(*1)の規定による不利益処分(*2)を受け、その不利益 処分のあった日から5年を経過しない者(*3)に該当しないことを誓約します。

****年 **月 **日

申 請 者 住 所 東京都墨田区江東橋○丁目○番○号 東京○○ビル8F

> 氏 名 株式会社環境〇〇〇 代表取締役 環境 正太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

不利益処分とは

*1

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令」とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

*2

行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分(法の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等 がこれに該当し、行政指導はこれに該当しない。)をいう。

*3

不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該不利益処分の日から5年を経過しない者を含む。

申請フォームから日付・住所・氏名が 自動で転記されます。

納税等の状況に関する誓約書

東京都知事指定第三者評価機関 公益財団法人東京都環境公社理事長殿

産業廃棄物処理業等に係る「納税等」の該当の有無について、下表のとおり**該当口にレ点を記入し**誓約します。

なお、「有」に該当するものは、納税等の未納のないことの各証明書を添えて提出します。

****年 **月 **日

住所 東京都墨田区江東橋○丁目○番○号 東京○○ビル8F

氏名 株式会社環境〇〇〇 代表取締役 環境正太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

1. 国税·都税

該	当	納税証明書(直前3年分)	課税されていない期間がある場合は、その期間を
有	無		記入すること
		法人税、消費税、地方消費税	
		法人都民税	
	▲ □ 法人事業税		
\square	☑ 不動産取得税		

2. 市町村税(23区内においては都税として課税)

該 当		44437111 1 4 (+ 14 0 (+ 1))	 課税されていない期間がある場合は、その期間を		
有	無	納税証明書(直前3年分)	記入すること		
		法人市民税、法人町民税、法人村民税			
\square		固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税			
\square		固定資産税(償却資産用)			
\square		事業所税			

3. 社会保険料等•労働保険料

該 当		社会保険料納入証明書等(24か月分)	産業廃棄物処理業等に係る都内において、納付していない、期間が表えば、これによる。		
有	無	労働保険料納入証明書(直前3年分)	ていない期間がある場合は、その期間を記入すること		
\square		社会保険料 (健康保険及び厚生年金)等			
		労働保険料 (労災保険及び雇用保険)			

参考「様式第4号」関係

納税等に係る証明書類について

証明書	対象事業所	取得場所	
■法人税と消費税・地方消費税の納税証明書 「その3の3 未納の税額がないことの証明」を添付。	法人税及び消費税 法・地方税法に係る 全ての事業所	各税務署(国税庁)	
■法人都民税の納税証明書 直前3年分の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業 所がある場合のみ	各都税事務所	
■法人事業税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業 所を設けて事業を行っている場合のみ	各都税事務所	
■不動産取得税の納税証明書 <u>直前3年分</u> の納税証明書を添付。	都内の事業所のみ	各都税事務所	
■法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの <u>(直前3年分)</u> 」を添付。	多摩地区及び島嶼部 に事務所や事業所が ある場合のみ	各市役所•町村役場	
■固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの <u>(直前3年分)</u> 」を添付。	・都内の事業所のみ	・23 区内は各都税事務所	
■固定資産税(償却資産用)の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額 を証明するもの <u>(直前3年分)</u> 」を添付。	サ大の人の人が	(区ごとの納税額が分かるもの) ・多摩地区及び島嶼部は各市役所及び町村役場	
※ 固定資産税の確認のため、都内での駐車場の使用権原につい (写し)または登記事項証明書(原本)の提出を求める場合 搬業のみ)			

証明書	対象事業所	取得場所
 ■事業所税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(値前3年分)」を添付。 事業所税は、一定規模以上の事業を行っている事業主に対して課税される税金であるため、下記(1)または(2)に該当する場合は提出する。 (1) 23 区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市で、使用する事業所等の床面積の合計が 1,000 平方メートル(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人 (2) 23 区、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市内の事業所等の従業者数の合計が 100 人(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人 	23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ	・23区内は各都税事務所・武蔵野市、三鷹市、 八王子市及び町田市は各 市役所
■社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠年金事務所が発行する「社会保険料の未納の無いことの確認書、確認書) <u>直前 24 か月分</u> を添付。 (都内の事業所に係る社会保険料を都外の年金事務所に納付し納付先の年金事務所の確認書が必要。)	都内の産業廃棄物処理業 に係る事務所や事業所に 係る社会保険料を納付し ている年金事務所	
■申請業者に属する従業員が国民健康保険料の被保険者である場当該保険の保険者(市町村及び特別区又は国民健康保険組合) 控除証明書(国民健康保険税にあっては、納税証明書)等の写しを添付。なお、従業員全員に未納がないことを証する証明を添 ■労働保険料の納入証明書 地方労働局が発行する「労働保険料の未納が無いことを証明す保険料等納入証明書)を添付。 (都内の事業所に係る労働保険料を都外の地方労働局に納付して納付先の地方労働局の証明書が必要。)	都内の産業廃棄物処理業 に係る事務所や事業所に 係る労働保険料を納付し ている地方労働局	

〇納税証明書、納入証明書は原則、申請日から遡って<u>3ヶ月以内</u>に発行されたものに限ります。 なお、上記にて「写し」の記載がないものは全て<u>「原本」を提出して下さい。</u>

インターネットによる情報公開に関する確認書

東京都知事指定第三者評価機関公益財団法人東京都環境公社理事長殿

産業廃棄物処理業等に係るインターネットによる情報公開に関する状況については、以下項目の1.~4.のとおりであり、該当する書面を添えて提出します。

****年 **月 **日

〒130-0022

住所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号

東京○○ビル 8F

株式会社環境○○○

氏名 代表取締役 環境 正太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

1. 自社の Web サイトの URL

- URL:
- 2. 公開情報を閲覧できる場所は、どちらでしょうか?
 - ☑(ア) "さんぱいくん"で公開(自社 Web サイトからリンク)しています。
 - □(イ) 自社 Web サイトで公開しています。
- 3. < 更新履歴情報 $> の(1) \sim (4)$ を確認できる書面は、いずれでしょうか?
 - □(ア) 様式第1号の最後のページ「国優良の取得状況一覧(申請書)の「有り」に該当するため、 別途、公社からの指定する書面を提出します。
 - □(イ) 様式第1号の最後のページ「国優良の取得状況一覧の申告」の「無し」に該当するが、 産廃情報ネット発行の直近3年分の履歴証明又は適合証明書※を提出し、(1)~(4)は、提出しません。
 - ☑(ウ) (ア)と(イ)に該当しないため、<更新履歴情報>の(1)~(4)の各項目について、 公開の有無、更新年月日及び更新した事項を記入のうえ、提出します。

※履歴証明及び適合証明書とは、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が提供する有料のサービスの利用者が取得できるものです。(有料)詳細は、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団にお問合せ下さい。

4. $\langle \mathbb{P}$ 新履歴情報 $\rangle o(5) \sim (6)$ に該当する場合は、口にチェックをして下さい。

(複数チェック可)

- ☑(ア) (5)収集運搬業(積替え保管を含む)対象 (任意の項目)に、必要事項を記入のうえ、提出します。 ※評価基準表番号34「先進的な取組」(自動車環境対策)に該当します。
- ☑(イ)(6)中間処理業対象(任意の項目)に、必要事項を記入のうえ、提出します。
 ※評価基準表番号「安定性」15(施設の維持管理記録)、16(環境保全管理資格者数)、「先進的な取組」41(重機等の環境対策)に該当します。

<更新履歴情報>

◎ 各項目ごとに、公開の有無、更新年月日及び更新した事項を記入して下さい。

(1)収集運搬業及び中間処理業の共通項目						
項目	公開事項	公開の 有無	更新すべき 頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項	
	○名称(個人にあっては氏名)	☑有り	変更の都度	令和2年4月1日	社名変更	
	○事務所又は事業場の所在地	☑有り	変更の都度	令和2年4月1日	所在地変更	
	○* 代表者、役員及び令第6条の 10 に規定する使用人の氏名及び 就任年月日	☑有り	1年に1回 以上	令和6年4月1日	変更無し	
		□無し		令和5年4月1日	役員 1 名変更	
				令和4年4月1日	代表者変更	
① 会社概要(1/2) 〇*事項:個人の場合 は、省略可能です。	○ * 設立年月日	☑有り	_	平成 26 年 4 月 1 日	インターネット 公開開始	
	○* 資本金又は出資金 (変更に係る履歴を含む)	☑有り	変更の都度	令和2年4月1日	資本金変更	
	○事業の内容 ※都及び八王子市以外の道府県市において産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を有する場合は、これらの許可に係るものを含む。(変更に係る履歴を含む)	☑ 有り □無し	変更の都度	令和2年4月1日	焼却施設を1 基増設	
	○ * 社内組織図·人員配置	☑有り □無し	変更の都度 (人員配置は 1年に1回 以上)	令和6年4月1日	営業部増設	
				令和5年4月1日	人員2名増	
				令和4年4月1日	組織図変更	

様式第5号

(2)収集運搬業及び中間処理業の共通項目							
項目	公開事項	公開の 有無	更新すべき 頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項		
	○事業計画の概要 ※都及び八王子市以外の道府 県市において、産業廃棄物処理 業及び特別管理産業廃棄物処 理業の許可を有する場合は、こ れらの許可に係る事業に関する ものを含む。	☑ 有り □無し	変更の都度	令和2年4月1日	事業拡大による追加		
① 会社概要(2/2)	○産業廃棄物処理業・特別管理 産業廃棄物処理業の許可証の 写し ※都及び八王子市以外の道府 県市の許可に係る許可証を含 む。		変更の都度	令和5年4月1日	許可更新のた め画像差し替 え		
	○事業場の公開の有無・頻度	☑有り	変更の都度	令和6年4月1日	事業公開を開 始		
	○直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)	☑有り 1年に1回 以上	. = > . =	令和6年4月1日	直近の決算		
財務諸表			令和5年4月1日	直近の決算			
				令和4年4月1日	直近の決算		
料金表等	○料金表、料金算定式、個別見 積もり等、処理料金の提示方法	☑有り	変更の都度	令和6年4月1日	料金改定		

(3)収集運搬業対象							
項目	公開事項	公開の 有無	更新すべき 頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項		
②施設及び処理状況	○事業の用に供する施設の概要 (収集運搬車両の種類、数の内 訳、運搬車に係る低公害車の導 入の状況等)	☑有り	1年に1回 以上	令和6年4月1日	車両更新		
収集運搬業				令和5年4月1日	車両更新		
共通 				令和4年4月1日	車両更新		
※評価基準表番号 積替え保管を除く【8】	○直前3年間の処理の実績 (各月の産業廃棄物の種類ごと の受入量、種類ごと及び運搬方	☑有り □無し	1年に1回 以上	令和6年4月1日	令和 5 年度分		
積替え保管を含む 【10】				令和5年4月1日	令和 4 年度分		
	法ごとの運搬量)			令和4年4月1日	令和3年度分		
②施設及び処理状況 収集運搬業 積替え保管を含む 積替え保管を含む【10】	○積替え保管場所ごとの所在 地、面積、保管上限等	☑有り	変更の 都度	令和2年4月1日	所在地変更に 伴い保管上限 変更		

	(4)中	間処理業	美対象		
項目	公開事項	公開の 有無	更新すべき 頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
施設の維持管理記録	○直近3年分の施設の維持 管理の記録(環境測定結果 等) ※第 15 条の施設の内、焼却	☑有り	1年に1回以	令和6年5月1日 令和5年5月1日	令和 5 年度分
<評価基準表番号【10】>	施設、廃水銀等の処理施設、 廃石綿等溶融施設、PCB処 理施設が対象	□無し	上	令和4年5月1日	令和3年度分
	○事業の用に供する施設の概要 (設置場所、設置年月日、処理施設の種類、施設で処理する産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備等)	☑ 有り □無し	変更の 都度	令和2年4月1日	施設を1基増設
	○処理工程図(フロー図)	☑有り	1年に1回以 上	令和6年4月1日	内容更新
	○最終処分までの処理の工程 (直前1年間の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先	☑有り		令和6年5月1日	令和 5 年度分
② 施設及び処理状況		□無し	1年に1回以上	令和5年5月1日	令和 4 年度分
<評価基準表番号【12】>	でとの持出量等) ○直前3年間の処理の実績			令和4年5月1日	令和 3 年度分
	(各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び処分方法ごとの処分量、持出先	☑有り	1年に1回以 上	令和 6 年 5 月 1 日 令和 5 年 5 月 1 日	令和 5 年度実績
	ごと及び処分方法ごとの処分 量)	□無し		令和4年6月1日	令和3年度実績
	○直前 3 年間の熱回収の状況	☑有り		令和6年6月1日	令和 5 年度分
	(各月の焼却施設ごとの熱量 及び熱回収がされた産業廃 棄物の景)	⊻ 有り □無し	1年に1回以 上	令和5年6月1日	令和 4 年度分
	乗物の量) ※焼却施設に限る			令和4年6月1日	令和 3 年度分
	○処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否	☑有り	変更の 都度	令和2年4月1日	開示を開始

様式第5号

(5)収集運搬業(積替え保管を含む)対象 (任意の項目)									
項目	公開事項	公開の 有無	更新すべき 頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項				
自動車環境対策	○施設で使用する低公害型重機	☑有り			低公害型重				
<評価基準表番【34】> ※p.77 参照	(特殊自動車)の導入に関する情報	□無し	変更の都度	令和6年4月1日	機追加				

	(6)中間処理業勢	付象 (任	意の項目)		
項目	公開事項	公開の 有無	更新すべき 頻度	更新年月日 (最新を上段に記入)	更新した事項
	○直近3年分の施設の維持管理			令和6年5月1日	令和5年度分
施設の維持管理記録 <評価基準表番号【15】>	の記録(点検、環境測定結果等) ※(焼却施設、廃水銀等の処理 施設、廃石綿等溶融施設、PCB	☑有り	1年に1回 以上	令和5年5月1日	令和 4 年度分
VII IMCEPTACE OF TOTAL	処理施設を 除く。) < 15条第1項 による許可施設が対象>			令和4年5月1日	令和3年度分
環境保全管理資格者数 <評価基準表番号【16】>	○環境保全技術に関する資格 (公害防止管理者、技術士、環 境計量士、技術管理者(士))の 取得状況(取得者数)	☑有り	変更の都度	令和6年4月1日	〇〇資格取 得1名追加
重機等の環境対策 < <u><評価基準表番号【41】></u> ※p.77 参照	○施設で使用する低公害型重機 (特殊自動車)の導入に関する情報		変更の都度	平成 24 年 4 月 1 日	開示を開始

経営状況確認書(表)

東京都知事指定第三者評価機関 公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

表記の件について、以下の(1)~(5)の記入内容に必要な過去3年分の財務諸表等 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)の関係書類 を添えて提出します。

** 年 ** 月 ** 日

申請者氏名

株式会社環境〇〇〇 代表取締役 環境 正太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

※ グレー

部分のセルは自動的に入力されます。

黄色

のセルのみご記入ください。

(1)自己資本比率(貸借対照表より転記)

(評価基準①:直前3年の各事業年度の自己資本比率が0%を超えること)

(評価基準 ②:直前3年の各事業年度のうち<u>いずれかの事業年度</u>における自己資本比率が10%以上)

事業年度	第(17)期	第(18)期	第(19)期 〈〈直近の期〉〉
対象期間	2021年4月1日 〈 2022年3月31日	2022年4月1日 〈 2023年3月31日	2023年4月1日 〈 2024年3月31日
純資産額合計の額 @	654,453,300	672,955,500	687,038,200
負債合計の額 ⑥	1,273,455,200	154,128,955	169,549,300
負債・純資産の合計金額 ©	1,927,908,500	827,084,455	856,587,500
自己資本比率(%) (@÷©×100)	33.946%	81.365%	80.206%

(2)営業利益金額等(損益計算書より転記) (評価基準:前事業年度の営業利益金額等が0を超えること)

事業年度	第()期	第()期	第(19)期 〈〈直近の期〉〉
対象期間			2023年4月1日 〈 2024年3月31日
営業利益金額 ①			17,478,555
減価償却費 @			14,806,260
営業利益金額+減価償却費 (①+⑥)			32,284,815

※「減価償却費」の額が販売費及び一般管理費の一項目として分割して記載されていない場合には、 「減価償却費」欄には「0円」と記載するか、減価償却費の金額が確認できる内訳書を提出してください。

経営状況確認書(裏)

(3)経常利益金額等(損益計算書より転記)

(評価基準:直前3年の各事業年度における経常利益額と減価償却費との合計金額の平均値が0を超えること)

事業年度	第(17)期	第(18)期	第(19)期 〈〈直近の期〉〉
対象期間	2021年4月1日 〈 2022年3月31日	2022年4月1日 〈 2023年3月31日	2023年4月1日 〈 2024年3月31日
経常利益金額 ①	15,641,205	23,498,030	18,911,204
減価償却費 ⑥	20,111,650	148,006,656	14,806,260
経常利益金額+減価償却費(①+⑥)	35,752,855	171,504,686	33,717,464
3年分の平均額		80,325,001.666	

(4)総資本経常利益率(評価基準:2%以上)

事業年度	第()期	第()期	第(19)期 〈〈直近の期〉〉
対象期間			2023年4月1日 〈 2024年3月31日
経常利益金額 ①			18,911,204
負債・純資産の合計金額 ©			856,587,500
総資本経常利益率(%) (① ÷ ©×100)			2%

(5)流動比率(貸借対照表より転記)(評価基準:150%以上)

事業年度	第()期	第()期	第(19)期 〈〈直近の期〉〉
対象期間			2023年4月1日 〈 2024年3月31日
流動資産合計 ⑧			632,019,121
流動負債合計 🗓			90,404,000
流動比率(%) (⑤÷ 伯×100)			699%

申請フォームから日付・住所・氏名が 自動で転記されます。

労働安全衛生関係法令の規定による労働災害 の発生状況に関する自己申告書

東京都知事指定第三者評価機関公益財団法人東京都環境公社理事長殿

都又は八王子市もしくは両方の許可を取得している業の範囲における労働安全衛生規 則第97条第1項(*)に該当する労働災害について、以下のとおり直前2年間の発生の有無 を申告します。

業の許可の範囲内における労働安全衛生規則第 97 条第 1 項(*)に該当する 労働災害発生の有無(2 年間)

収集運搬業 : □ 有り ☑ 無し

中間処理業 : ☑ 有り □ 無し

※事故「有り」の場合は労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告書を添付してください。 なお、個人情報に関する部分は黒で塗りつぶしてください。

****年 **月 **日

申 請 者 住 所 東京都墨田区江東橋〇丁目〇番〇号 東京〇〇ビル8F

> 氏名 株式会社環境〇〇〇 代表取締役 環境 正太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- (*) 労働安全衛生規則第97条(労働者死傷病報告)
 - 1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

×	Ŧ

15 評価基準表(自己評価含む)

- (1) 収集運搬業(積替え保管を除く)
- (2) 収集運搬業(積替え保管を含む)
- (3) 中間処理業
- (4) 専門性
 - ① 収集運搬業(積替え保管を除く)
 - ② 収集運搬業 (積替え保管を含む)
 - ③ 中間処理業

6半1四 :	* +	11	(1)	以 集		- I/N E	- 2m~/	13-10		调用。
番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者 「会数選択 得 の×又は 点	者記 のチェック 書面提出時
1			行政指導	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号。以下「廃 棄効処理法」ごく行 政指導による警告 書を過去2年間受 けていない。	0		【基準】 1. 廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	_		
2			不利益処分	環境保全関係法令で不利益処分を過去5年間受けていない。	0		【基準】 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 某準1. を審査する。	_		
3	典 共 産廃エキスパート・産	事的曾	納稅等	法人税、消費税、 住民税、事業税、 地方消費税、 地方消費税、 所税、 がで都市計画税が に社会保険料の がない。	0		【基準】 1. 納税等に未納がないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を納税等の状況に関する誓約書(様式第4号)及び様式第4号に添付した(以下①及び②~⑩)証明書により、審査する。①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(その3の3)②法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(直前3年分)③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(直前3年分)④活法事業税の納税証明書(直前3年分)⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(直前3年分)⑤固定資産税(償却資産用)の納税証明書(直前3年分)⑦事業所税の納税証明書(直前3年分)⑦事業所税の納税証明書(直前3年分)のお該野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分) ②社会保険料の納入確認書(24ヶ月分) ⑩地方労働局が発行する労働保険料等の納入証明書(直前3年分)※都外に係る②~⑩の納税証明書の提出は不要	_		
4	廃プロフェッショナル	管理体制	マニフェスト	産業以下は、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		0	【基準】 1. マニフェストが5年間整理保管されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①~⑨の事項がすべて記載されていること。 ①交付年月日及び交付番号 ②交付を担当した者の氏名 ③排出事業者やその事業所の名称、所在地 ④委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ⑤運搬業者や運搬先の名称、所在地 ⑥処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑥見分製者やその事業場の名称、所在地 ⑦最終処分の場所の名称、所在地 ⑦最終処分の場所の名称、所在地 ⑦最終処分の場所の名称、所在地 ⑦最終処分の場所の名称、所在地 ⑦最終の子年月日 ②処分終了年月日 ①処分終了年月日 ②・「退地審査」 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②のマニフェストを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(更新申請の場合は、前回の審査日以降のもの) ②電子マニフェストを使用してる場合は、JWNETの管理画面	_		
5			処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保棄物 れ、5年間保棄 れており、廃棄物 処理法られた規則に でなって記載されて いる。		0	【基準】 1. 産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①~④の事項がすべて記載されていること。 ①収集運搬年月日 ②管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ③受入先ごとの受入量 ④運搬方法(車種)及び運搬先ごとの運搬量等 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②の帳簿を用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する処理帳簿) ②処理帳簿の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末の画面			

評価	至华	IX	_(1)	以集連搬業(積	省人	_]木[E		【令和(明州』
番号	評価項目	中項目	小 項 目	内容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請 の×又は 点 数選択 点	野記 のチェック 書面提出時
6	・産廃プロフェッショナル共通)	管理 体	委託契約書	排出事が会議を は、び律年の関係を を発展を が関係を が関係を がは、では、 がは、では、 がは、では、 がは、では、 がは、では、 がは、では、 がいは、 がいは、 がいは、 がいは、 がいれるで、 でいるので、 がいれるで、 でいるので、 がいれるで、 でいるので、 がいれるで、 でいるので、 がいるいるで、 でいるので、 がいるいるで、 でいるので、 がいるいるで、 でいるので、 でいるでいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるでいるで、 でいるで、 でいるでいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるでいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、 でいるで、		0	【基準】 1. 産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則で定める以下①~③の事項がすべて記載され、かつ、産業廃棄物収集運搬業の許可証(有効期限切れのないこと)の写し等が添付されていること。 (共通事項) ①産業廃棄物の種類、数量 ②契約の有効期間 ③料金 ④収集運搬業の事業の範囲 ⑤適正な処理のために必要な情報 ⑥変更があった場合の伝達方法 ⑦業務終了時の報告 ⑧契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項) ⑨運搬の最終目的地等 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②の契約書又は契約書の写しを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する記契約書) ②契約書の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末内のファイル等	- XX		
7	フェッショナ安定性(産廃エキスパ		1分主権要 1分割	会夕開(法又地の日資金社配(氏の共業可業・社一し法人は、氏、本、内置個名内共業可業・社一し法人は、氏、本、内置個名内共業可業・が、任月出内・合、 概しの公度 場所 回写開 人、容通計証場頻度 人、容通計証場頻度 のより 回の公度 場所 画の公度 場所 要している。	0		【基準】 1.会社概要のすべての項目を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2.基準1.の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3.代表者の氏名等と人員配置については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) 〇「事業計画の概要」とは、事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の運搬量、収集運搬の具体的な計画、環境保全措置の概要等を公開していること。ただし、企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。※巻末「参考資料2」を参照のこと。 ○「許可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。 ○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載のこと。 【書面審査】 1.基準1.2.3.をインターネットによる情報公開に関する確認書(様式第5号)及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目を公開している場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	8		
8	ナール 共 通)パート・産廃プロ)処理状況 卜情報公開	施設及び処理の状況となる。 事施選別をするを主ての用に要の事の事のの事のの事のの事のの事のの事のの事のの事のの事のの事のの事のの事のの	0		【基準】 1. 施設(運搬)及び処理の状況を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3. 「事業の用に供する施設の概要」及び「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) 〇「事業の用に供する施設の概要」とは、収集運搬車両の形式、規模・能力という。 〇「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」とは、運搬車の総数台数にもめる低排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいう。※巻末「参考資料1」により作成して下さい。 〇「処理の実績」とは、申請の直前3年間において、各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量という。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	8		0

評価	至华	衣		収集運搬業(積	省イ	_1木'E	当と味く)	【令和	544	间用力。
					審查	方法			申請	者記入
番号	評価項目	中項目	小 項 目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	点数選択 令×又は 点	エ提ッ出
9			インターネット情報公開	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)をインターネット上で公開している。	0		【基準】 1. 直前3事業年度分の財務諸表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. については、一年に一回以上更新していること。少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度更新していること。3. 基準1. 2. の対応によりがだい場合は、当分の間、問い合わせできる宛先を自社Webサイトで公開していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4	19/11	
	フェッシ安定性(産廃エ		インターネット情報公開	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法を一次を一次で公開している。	0		【基準】 1. 「料金表・料金算定式」又は「個別見積もり」を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積条件についても併せて掲載すること。 2. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4		
	ョーナール 共キスパート・産	± 93 ½	電子マニフェス	電子マニフェストに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	0		【基準】 1. 廃棄物処理法に指定された「情報処理センター」(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子マニフェストシステムに加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. を認定申請書(様式第1号)の電子マニフェストの有無欄の記載により審査する。	4		
12	通廃 プロ		自己資本比率	直前3年の各事業 年度の自己資本比 率が0%を超え る。	0		【基準】 1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0%を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を経営状況確認書(様式第6号)及び様式第6号の添付書面で審査する。	2		
13		状財 況務	業己 利資	直前3年の各事業 年度のうちいますれ かの事業年度における自己資本比率 が10%以上又は 前事業年度の営業 利益金額等が0を 超える。	0		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの負借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
14			経常利益金額等	直前3年の各事業 年度における損益 計算書上の経常利益金額に該当損益 計算書上の減価値 却費の額を加えて 得た額の平均額が 〇を超える。	0		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益金額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		

5平1四:	坐干	18	(1)	以集建版業(傾		- I/N E	5 と	L 13·10		明州
番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	点〇 数又	チェック
15			益経総 率常資 利本		0		【基準】 1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・ 純資産合計の額で除して得た比率が、2%(小数点以下切捨て)以上である こと。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
16		状務	流動比率	流動比率が150% 以上である。	0		【基準】 1. 直前の事業年度の貸借対照表において、流動資産の合計の額を流動負債の合計の額で除して得た比率が150%(小数点以下切捨て)以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
17	大 安定性(産		労働安全衛生	事業規模に応じた 労働安全衛保し、 は制を確保し、 は制を確保を の安全 の管理 を ので で の で で の で の で の で の で の で の で の	0		【基準】 1. 事業規模に応じ、安全衛生委員会等組織を設置していること。 2. 管理計画表(研修・訓練及び健康診断等【感染性廃棄物を扱う者については、HBs抗体価の測定及び予防接種】の計画及び実施状況)を作成していること。 【書面審査】 1. 基準1. 及び2. の状況を審査する。以下①、②の書面(※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。 ①安全衛生委員会の設置要綱又は委員会の組織図(すべて) ②管理計画表(研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況)(前年度及び今年度分)	6		
	ル 共 延廃プロフェ		労働安全衛生(現場管理)	労期をに全検点にる。労助をに全検点にる。	0	0	【基準】 1. 従業員に対して定期的に研修・訓練を実施していること。 2. 労働安全衛生について、PDCA(計画、実施、自主点検、改善・是正)を継続的に実施していること。 1. 基準1. の取組の概要を審査する。研修・訓練の実施の概要が分かる書面を提出して下さい。 2. 基準2. の取組の概要を審査する。以下①、②の書面(※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。①業務マニュアル(作業手順、危機管理、緊急時の連絡体制等)の表題及び目次 ②安全衛生等のPDCA(計画、実施、自主点検、改善・是正)の記載のある書面の活動記録・議事録等の抜粋 【現地審査】 1. 基準1. の具体的な実施状況を審査する。研修・訓練を実施している内容が分かる書面を用意して下さい。 2. 基準2. の具体的な実施状況を審査する。以下①~③(過去3年間の内で指定するもの)及び母を用意して下さい。 ①業務マニュアル(作業手順、危機管理・緊急時の連絡体制等)②安全衛生等のPDCA(計画、実施、自主点検、改善・是正)の活動記録・議事録等 ※治主点検の書面(例:安全衛生チェックリスト<公益財団法人全国産業資源循環協会(以下「全産連」という。)のHP参照〉、安全パトロール結果等) ③①及び2についての従業員への周知、教育(外部研修含む)、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面とは、教育(外部研修含む)、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面とは、対衡支護の発生状況に関する自己申告書(様式第7号)で事故「有り」の場合は、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面	10		
19			作業実態の把握・確認	日々の作業内容を 日報等で確認する ことができる。	0	0	【基準】 1. 日々の作業実施状況の把握のために、以下①の項目等を記載した作業日報を備えていること。 ①車両の種類、作業日時、運行先、収集量、運行者等 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。作業日報等として使用している書面様式の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。記載されている作業日報(直近3年間のうち指定するもの)を用意して下さい。	2		

				1						
		١. ا			審査	方法			申請者	記入
番号	評価項目	中項目	小項目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	点数選択 の×又は 点	エ提出
20	安定性(産廃エキスパ	運業	事業の継続・復旧(BCP)	事故や災害に対して事業を継続、復旧できる管理体制(BCP)を確保している。	0	0	【基準】 1. 事故時及び災害発生時に事業の継続・復旧のための方法、手段等の計画が定められていること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の書面の写しを提出して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面の表題及び目次(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ※自社で策定した危機管理マニュアル等にBCPが記載されている場合は、危機管理マニュアルで可能とします。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)	4		
21	ート・産廃プロフェッ		団体への加入	国又は都が認可す る産業廃棄物処理 に係る業界団体に 加入している。	0		【基準】 1. 国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。以下①及び②の書面(※更新年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。 ①基準1. の業界団体に加入していることが分かるWebサイトの画面(例:名簿又は会員証等) ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる該当団体の定款又は、事業報告等の書面(①の団体が全産連の場合は、②の提出は不要)	თ		
22	ショナル共通)	体理	経営理念	役員等 (幹部 所 を		0	【基準】 1. 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できること。 2. 業務内容(環境への取組、適正処理・リサイクルの推進)について、説明が出来ること。 3. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進についての社内目標等を設定し、従業員に周知していること。 【現地審査】 1. 経営者(役員、経営層)への聞き取りにより、基準1. 2. 及び3. を審査する。	80		
							(合計)	71点	O点	
	産廃 産廃	エキ	スパーフェッ	-ト 80% シショナル 70%	以上以上	<u>.</u>	(得点÷配点=得点率)		0%	

[※]申請者記入欄の得点の合計及び得点率は、得点欄ごとにブルダウン入力すると自動計算されます。 ※表示された得点率が、申請区分の基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

高半1四 :	±+	11	(1)	以集建版業(傾		- I/N E	5 と	L 13 10	- 1 1	明州』
番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者 点数選択 得 点数選択 点	野記 のチェック 書面提出時
23			認証取得	ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている。	0		【基準】 1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。 【書面審査】 1. 基準1.を審査する。登録証等の写し(有効期間内のもの)を提出して下さい。	4		
24			環境に配慮した経営	環境に関する方針 を定め、報告書 (CSR報告書、環 境報告書など)を 作成し公開してい る。		0	【基準】 1. 環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。 ①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組等の環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書 (例: CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等) ※「公開」とは、基準1. の①に示した報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を用意して下さい。	4		
25	廃産		技術の開発・研究	AIやITなどを活用 して、作業の効率 化や適正処理の推 進に取り組んでい る。	0	0	【基準】 1. 収集運搬業における作業の効率化や適正処理等を推進するため、AlやITなどを活用して技術の開発・研究に取り組んでいること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の写しを提出して下さい。(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)	4		
26			自動車環境対策	①「エコからでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	0	0	【基準】 1. エコドライブ(「エコドライブ10のすすめ」等)の徹底に取り組んでいること。 2. 低公害・低燃費型(低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等)の運搬車両を導入していること。 3. ZEV(営業車両も含む)を導入していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 及び3. を審査する。都に提出した自動車環境管理計画書制度の実績報告書があれば、その写しを提出して下さい。 2. 評価項目番号の8インターネット情報公開②「運搬車に係る低公害車の導入の状況」により基準2を審査する。 【現地審査】 1. 基準1. 及び3. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。①エコドライブの取組状況が確認できる書面(教育実施記録等)。②ZEVの導入状況が確認できる書面	4		
27	先進的な取組	環境配慮	組省資	①過去3年以内に財団法3年以内に財団法人省エネルインタスを受けるを受いる。当省省省でいた。 ののでは、 かんでいる。 ののでは、 かんでいる。	0	0	【基準】 1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。 2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準2. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面	2		

					審查	方法			申請者	記入
番	評価項	中項	小項	内容	書面審	現地審	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	点 数 選 択	の書の手工提
号		Ħ			查	查		,m	得点	ツ出ク時
* 28			作成に係る	都に保保条では、 都には、 を確する原では、 をでして、 を	0		【基準】 1.環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、東京都へ提出していること。(中小規模事業所であって特定地球温暖化対策事業所以外の場合) 2.環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における計画書を作成し、東京都へ提出していること。(特定地球温暖化対策事業所の場合) 【書面審査】 1.基準1.を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策報告書(受付印のあるもの) ②提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面2.基準2.を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策計画書(受付印のあるもの) ②提出した計画書が公表されている東京都環境局の公表画面	4		
29	キスパー 組へ産廃工		利用の能エネルギーの	再エネ設備の設 電、再エネ電力等 の利用に取り組ん でいる。		0	【基準】 1. 自社施設において再工ネ設備を設置していること。 2. 再工ネ電力等の利用に取り組んでいること。 ※再工ネ電力購入使用又は発電した再工ネ電力を利用・売却していること。 【現地審査】 1. 基準1. 及び2. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①再工ネ設備の設置状況が分かる書面 ②再工ネ電力等の利用に取り組んでいることが分かる書面	4		
30			グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照 し、グリーン購入 に取り組んでい る。		0	【基準】 1. 東京都グリーン購入ガイド等を参照し継続的にグリーン購入に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等(物品購入仕様書、取組方針等)	2		
31		配境	排出事業者への啓発	排出事業者に対して 3Rの推進別でする お地域を見います。 おもいのでは、 はい	0		【基準】 1. 排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。取り組んでいることが確認できる書面等の写しを提出して下さい。	4		
							(合計)	32 点	O点	
	Ī	産廃.	エキス	パート 60%以上	=		(得点÷配点=得点率)		0%	
※表 ※「	示さ *」	れた行マー	导点率7	が、申請区分の基準を	を満た	きすこ	でとにプルダウン入力すると自動計算されます。 とと。(小数点以下切り捨て) なに「-」を選択することで配点合計から自動的に除外され計算されます。			
* 28	先進的な取組	環境配慮	又は報告書の作成提出地球温暖化対策に係る計画書	都内に	事業	所を	持たない場合は、「-」を選択して下さい。	4	_	

					審查	方法			申請者	野記入
番号	評価項目	中 項 目	小項目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	点数選択 得点	のチェック
1			行政指導	廃棄物処理法に基 づく行政指導によ る警告書を過去2 年間受けていな い。	0		【基準】 1. 廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	1		
2			不利益処分	環境保全関係法令 で不利益処分を過 去5年間受けてい ない。	0		【基準】 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染 防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁 防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。			
	ト・レーキー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事的含	納税等	法人税、消費税、 住民税、事税、 地方消得税、 車取得等事業の 産税、所税が で都市保険料の に社会保険料の未納 がない。	0		【基準】 1. 納税等に未納がないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を納税等の状況に関する誓約書(様式第4号)及び様式第4号に添付した(以下①及び②~⑩)証明書により、審査する。①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(その3の3)②法人部民税の納税証明書(直前3年分)③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(直前3年分)④法人事業税の納税証明書(直前3年分)⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(直前3年分)⑥固定資産税(償却資産用)の納税証明書(直前3年分)・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分)・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象	_		
4		体理	マニフェスト	マニフェストがちち年間では、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	0	0	【基準】 1. マニフェストが5年間整理保管されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①~⑩の事項がすべて記載されていること。 ①交付年月日及び交付番号 ②交付を担当した者の氏名 ③排出事業者やその事業所の名称、所在地 ④委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ⑤運搬業者や運搬先の名称、所在地 ⑥積替又は保管を行う場所の所在地 ⑦処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑧最終処分の場所の名称、所在地(予定) ⑨運搬終了年月日 ⑪処分終了年月日 ①現分終了年月日 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②のマニフェストを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(更新申請の場合は、前回の審査日以降のもの) ②電子マニフェストを使用している場合は、JWNETの管理画面	_		

半1回さ		.×	(2)	以果理版耒(傾往	3/1	$\wedge =$	260)	r 13.1		中间用
番号	評価項目	中項目	小項目	内 容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者 点数選択 得	き記入 のチェック
5			処理帳簿	産業廃棄物処理に 係る帳簿が作成さされ、5年間保存され、5年間保存を れており、廃棄則に 定められた規則が すべて記載されて いる。		0	【基準】 1. 産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①~⑤の事項がすべて記載されていること。 ①収集運搬年月日 ②管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ③受入先ごとの受入量 ④運搬方法(車種)及び運搬先ごとの運搬量等 ⑤積替え又は保管場所ごとの搬出量 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②の帳簿を用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する処理帳簿) ②処理帳簿の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末の画面	_		
6	フェッショナル遵法性(産廃エキスパート・		委託契約書	排出事業者と締結主 事業者と総務 事るを 意る 表 言 を 主 の が 、 行 令 法 施 れ で う う が が の り う り う が の で り う が の が の が り う が の が り が り が り が り が り が り が り 、 で り 、 で り 、 で り 、 で り 、 で り 、 り 、 り		0	【基準】 1. 産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則で定める以下①~⑪の事項がすべて記載され、かつ、産業廃棄物収集運搬業の許可証(有効期限切れのないこと)の写し等が添付されていること。(共通事項)①産業廃棄物の種類、数量②契約の有効期間③料金②収集運搬業の事業の範囲⑤適正な処理のために必要な情報⑥変更があった場合の伝達方法⑦業務終了時の報告の必理されない廃棄物の取扱い等(業の区分ごと定められた事項)③運搬の最終目的地⑪積替又は保管の場所の所在地⑪保管できる産業廃棄物の種類、保管上限等 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②の契約書又は契約書の写しを用意して下さい。①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する委託契約書)②契約書の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末内のファイル等	_		
7	共 通) ・ 産廃プロ	>	処理状況報告書	東で、 東京の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0		【基準】 1. 廃棄物条例又は八王子市要綱に基づく、処理状況報告書を提出していること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の写しを提出して下さい。 ①東京都又は八王子市のWebサイトより該当する項目(直近の半期:10月~3月)が分かる画面(対象期間及び事業概要を含む)	_		
8		体理	処理施設	事前計画書に基づき、適切に施設を管理している。	0	0	【基準】 1. 新規・更新許可申請時の事前計画書に基づき、適切に施設を管理していること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①~③の書面の写しを提出して下さい。 ①事前計画書表紙(収受印のあるもの) ②保管場所一覧 ③施設内配置図 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。事前計画書の副本(収受印のあるもの)を用意して下さい。	_		

平1Ш右	≥ + 1	<	(2)	以果連版某「傾色	3/1/	↑ □	260)	r 13·1		中胡片
番号	評価項目	中項目	小項目	内 容	審書面審査	方 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請で 点数選択	のチェッ
9	ナー・安定性		インター ネット情報公開	会夕開(法又地の日資金社配(氏の(事許事無を)との人の名業表、立又業組の住ののの場別を)との人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	0	0	【基準】 1.会社概要のすべての項目を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2.基準1.の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3.代表者の氏名等と人員配置については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) ○「事業計画の概要」とは、事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の運搬量、収集運搬の具体的な計画、環境保全措置の概要等を公開していること。ただし、企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。※巻末「参考資料2」を参照のこと。 ○「許可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。 ○「非可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。 ○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載のこと。 【書面審査】 1.基準1.2.3.をインターネットによる情報公開に関する確認書(様式第5号)及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)		得点	夕時
10	世(産廃エキスパート・産廃プロフェッショ		②施設及び処理状況インターネット情報公開	施設を上る。 ・る集類機の一般を表現を表現でで、 ・の大学で、 ・の大学で、 ・の大学で、 ・の大学で、 ・の大学で、 ・の大学で、 ・の大学で、 ・のは、 ・の	0	0	【基準】 1. 施設(運搬及び積替え保管)及び処理の状況を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3. 「事業の用に供する施設の概要」及び「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) 〇「事業の用に供する施設の概要」とは、収集運搬車両の形式、規模・能力という。 〇「運搬車に係る低公害車の導入の状況等」とは、運搬車の総数台数に占める低排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいう。※巻末「参考資料1」により作成して下さい。 〇「保管場所の所在地、面積、保管上限等」とは、保管場所ごとの所在地、面積、保管を行う産業廃棄物の種類(該当産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物のは水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替えのための保管上限をいう。 「処理の実績」とは、申請の直前3年間において、各月の産業廃棄物の種類ごとの受入量、種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量という。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	8		
11		主明过	インターネット情報公開	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、 特主資本等個別注記表)をインターネット上で公開している。	0		【基準】 1. 直前3事業年度分の財務諸表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. については、一年に一回以上更新していること。少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度更新していること。3. 基準1. 2. の対応によりがたい場合は、当分の間、問い合わせできる宛先を自社Webサイトで公開していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4		

【令和6年申請用】

					審查	方法			申請者	香記入
番号	評価項目	中項目	小項目	内 容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	晶 坻	点数選択 得点	のチェック
12			インターネット情報公開	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	0		【基準】 1. 「料金表・料金算定式」又は「個別見積もり」を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積条件についても併せて掲載すること。 2. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。 (書面審査) 1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4		
13		生明之	電子マニフェスト	電子マニフェストに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	0		【基準】 1. 廃棄物処理法に指定された「情報処理センター」(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子マニフェストシステムに加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. を認定申請書(様式第1号)の電子マニフェストの有無欄の記載により審査する。	4		
14	フェッショ安定性へ産廃エキ		自己資本比率	直前3年の各事業 年度の自己資本比 率が0%を超え る。	0		【基準】 1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0%を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を経営状況確認書(様式第6号)及び様式第6号の添付書面で審査する。	2		
15	スパー ルト		営業利益金額等自己資本比率	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%に対する第一次は対する場合は対する。	0		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
16		状務		直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計費書上のを指担益計費書上のを開送が 計費書上のを開送が 計算表のを加えて 得た額の平均額が のを超える。	0		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益金額に 売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得 た額の平均値が0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
17			総資本経常利益率	総資本経常利益率 が2%以上であ る。	0		【基準】 1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2% (小数点以下切捨て) 以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
18			流動比率	流動比率が150% 以上である。	0		【基準】 1. 直前の事業年度の貸借対照表において、流動資産の合計の額を流動負債の合計の額で除して得た比率が150%(小数点以下切捨て)以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		

| | | | ・ 空中 ・ ではといっています。| | | ・ ではといっています。| | | ・ ではといっています。| | ※産廃エキスパートの申請事業者は、小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。

тіш4	- 1 1		\ <u>_</u> /					,		
番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審書面審査	方法現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者 点数選択 得点	き記のチェック 書面提出時
19			労働安全衛生	事業規模に応じた 労働安全衛生し、 管理を登り 年度の安全計画表別 係でのでは のででは のででは でいる。	0		【基準】 1. 事業規模に応じ、安全衛生委員会等組織を設置していること。 2. 管理計画表(研修・訓練及び健康診断等【感染性廃棄物を扱う者については、HBs抗体価の測定及び予防接種】の計画及び実施状況)を作成していること。 【書面審査】 1. 基準1. 及び2. の状況を審査する。以下①、②の書面(※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。 ①安全衛生委員会の設置要綱又は委員会の組織図(すべて) ②管理計画表(研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況)(前年度及び今年度分)	6		
20	フェーッ・ショーナール 共 通)		労働安全衛生(現場管理)	労期的に全検点にる。 労助の実、職生に全検点にる。 では、と対況、具でいます。 では、と対況、具でいます。 では、と対別では、は、では、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	0	0	【基準】 1. 従業員に対して定期的に研修・訓練を実施していること。 2. 労働安全衛生について、PDCA(計画、実施、自主点検、改善・是正)を継続的に実施していること。 【書面審査】 1. 基準1. を取組の概要を審査する。研修・訓練の実施の概要が分かる書面を提出して下さい。 2. 基準2. の取組の概要を審査する。以下①、②の書面(※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。 ①業務マニュアル(作業手順、危機管理、緊急時の連絡体制等)の表題及び自次 ②安全衛生等のPDCA(計画、実施、自主点検、改善・是正)の記載のある書面の活動記録・議事録等の抜粋 【現地審査】 1. 基準1. の具体的な実施状況を審査する。研修・訓練を実施している内容が分かる書面を用意して下さい。 2. 基準2. の具体的な管理状況を審査する。以下①~③(過去3年間の内で指定するもの)及び④を用意して下さい。 ①業務マニュアル(作業手順、危機管理・緊急時の連絡体制等)②安全衛生等のPDCA(計画、実施、自主点検、改善・是正)の活動記録・議事録等 ※自主点検の書面(例:安全衛生チェックリスト<公益財団法人全国産業資源循環協会(以下「全産連」という。)のHP参照>、安全パトロール結果等) ③①及び②についての従業員への周知、教育(外部研修含む)、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面 ④労働災害の発生状況に関する自己申告書(様式第7号)で事故「有り」の場合は、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面	10		
21		運業	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を日報等で確認することができる。	0	0	【基準】 1. 日々の作業実施状況の把握のために、以下①の項目等を記載した作業日報を備えていること。 ①車両の種類、作業日時、運行先、収集量、運行者等、積替え保管の量 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。作業日報等として使用している書面様式の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。記載されている作業日報(直近3年間のうち指定するもの)を用意して下さい。	6		

半川山左		Υ.	(2)	以未建颁未(慎色	3/1/	\wedge \vdash	280/	L 13 11		十明元
番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者 点数選択 得	を記しています。 のチェック
22			処理施設管理	適切な作業環境が 構築され維持され ている。		0	【基準】 1. 適切な作業環境(監視装置、計量装置、整理整頓)が構築され維持されている。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①及び②を用意をして下さい。 ①監視カメラ等、トラックスケール等の設置が分かるもの ②整理整頓の取り組みが分かるもの	3		
23		運業	事業の継続・復旧(BCP)	事故や災害に対し て事業を継続、復 旧できる管理体制 (BCP)を確保し ている。	0	0	【基準】 1. 事故時及び災害発生時に事業の継続・復旧のための方法、手段等の計画が定められていること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の書面の写しを提出して下さい。①BCPが分かる内容が記載されている書面の表題及び目次(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)※自社で策定した危機管理マニュアル等にBCPが記載されている場合は、危機管理マニュアルで可能とします。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。①BCPが分かる内容が記載されている書面(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)	4		
* 24	廃プロフェッ ショナ安定性へ産廃エキスパ		の受入先の確保複数のリサイクル	理ルートが複数確 保されており、安	0		【基準】 1. 積替え保管施設で拾集する再生資源等について、種類ごとの処理ルートが複数確保されていること。(再生資源等を取り扱っていない場合は対象外) 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。リサイクルフローが確認できる書面の写しを提出して下さい。	2		
* 25	アル共通)パート・産		資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に係る帳簿等が整理保管されている。		0	【基準】 1. 売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている、又は売却に係る帳簿等が整理保管されていること。(再生資源等を取り扱っていない場合は対象外) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②の書面を用意して下さい。 ①売却伝票 ②売却に係る帳簿等	2		
* 26		体理	資源の排出者への説	処理の過程で発生 する再生資源等に ついて、売却先、 利用方法等を排出 事業者に説明して いる。		0	【基準】 1. 積替え保管施設で拾集する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者に説明していること。(再生資源等を取り扱っていない場合は対象外) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者に説明していることが確認できる書面	2		
27			施設の緑化	施設の緑化に取り 組んでいる。		0	【基準】 1. 敷地内(壁面、屋上等を含む)の緑化に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②を用意して下さい。 ①自然保護条例対象の場合は、緑化計画書 ②自然保護条例対象外の場合は、緑化の取組状況が分かるもの	2		

* 26

資源の排出者

2

+ іші	至华	1K	(Z)	以未建颁未(慎色	3/1	不占	260)	F 13.11	30-	T 08/1.
					審查	方法			申請者	記入
番号	価項	項	小項目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	点数選択 得 点数選択	のチェック
28	ル3 に	安定生	地元への施設公	地元住民へ自社の 施設を公開し、又 は定期的に施設見 学会を開催し、事 業内容の説明等の 機会を設けてい る。	0		【基準】 1. 施設の周辺に居住する住民に施設を公開又は施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けていること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。施設公開等を確認できる書面を提出して下さい。	2		
29	月 共 ラ ノ ト	スパート・ 全体理	団体への加入	国又は都が認可す る産業廃棄物処理 に係る業界団体に 加入している。	0		【基準】 1. 国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。以下①及び②の書面(※更新年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。 ①基準1. の業界団体に加入していることが分かるWebサイトの画面(例: 名簿又は会員証等) ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる該当団体の定款又は、事業報告等の書面(①の団体が全産連の場合は、②の提出は不要)	3		
30		ファニッショナ	経営理念	役営をかける。 ・内て記さいで、 ・内でお明する。 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいで、 ・内で記さいて、 ・内で記さいて、 ・内で記さいて、 ・のづいて、 ・のがいで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがいでがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがで、 ・のがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがで		0	【基準】 1. 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できること。 2. 業務内容(環境への取組、適正処理・リサイクルの推進)について、説明が出来ること。 3. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進についての社内目標等を設定し、従業員に周知していること。 【現地審査】 1. 経営者(役員、経営層)への聞き取りにより、基準1. 2. 及び3. を審査する。	8		
							(合計)	88点	O点	
	産産産	ミエキ ミプロ	スパーフェッ	-ト 80% ショナル 70%	以上	-	(得点÷配点=得点率)		0%	
* * *	申請者 表示で 「*」 産廃こ	が記入された マー	欄の得! 得点率! クの項! パート!	点の合計及び得点率 が、申請区分の基準 目については、該当	は、作 を満た しなし	寻点机 こすて い場合	欄ごとにプルダウン入力すると自動計算されます。 こと。(小数点以下切り捨て) らに「-」を選択することで配点合計から自動的に除外され計算されます。 客欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。	I		
* 24			の受入先の確保複数のリサイクル	再生資源等	音を耳	又りま	及っていない場合は、対象外「-」を選択して下さい。	2	ı	
* 2!		制理	資源	再生資源等	音を耳	又り 打	及っていない場合は、対象外「-」を選択して下さい。	2	1	

再生資源等を取り扱っていない場合は、対象外「-」を選択して下さい。

T IW 4			(2)		3/6	<u>~</u> Б				
番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者 点数選択 得	ま記入 のチェック
31			認証取得	ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている。	0		【基準】 1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。 【書面審査】 1. 基準1.を審査する。登録証等の写し(有効期間内のもの)を提出して下さい。	4		
32			環境に配慮した経営	環境に関する方針 を定め、報告書 (CSR報告書、環 作成し公開してい る。		0	【基準】 1. 環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。 ①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の 状況や環境配慮の取組等の環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書 (例: CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等) ※「公開」とは、基準1. の①に示した報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を 用意して下さい。	4		
33	な的		技術の開発・研究	AIやITなどを活用して、作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいる。	0	0	【基準】 1. 収集運搬業 (積替え保管を含む)における作業の効率化や適正処理等を推進するため、AIやITなどを活用して技術の開発・研究に取り組んでいること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の写しを提出して下さい。(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①収集運搬業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)	4		
34			自動車環境対策	①「エコドライブのすすめ10ヶ条」」連名制定)では、 会制定)では、 会制定がある底に取り公告に取り公告がある。 ②低が排出が、のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	0	0	【基準】 1. エコドライブ(「エコドライブ10のすすめ」等)の徹底に取り組んでいること。 2. 低公害・低燃費型(低排出ガス車、CNG車、ハイブリッド車等)の運搬車両や重機を導入していること。 3. ZEV(営業車両も含む)を導入していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 及び3. を審査する。都に提出した自動車環境管理計画書制度の実績報告書があれば、その写しを提出して下さい。2. 評価項目番号の10インターネット情報公開②「運搬車に係る低公害車の導入の状況」、「低公害型重機の導入状況」により基準2. を審査する。 【現地審査】 1. 基準1. 及び3. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。①エコドライブの取組状況が確認できる書面(教育実施記録等)②ZEVの導入状況が確認できる書面	4		
35		配境	・省エネルギーへの取組省資源	①過去3年以内に財団法3年以内に財団法42年のでは1年では1年では1年では1年では1年では1年では1年では1年では1年では1年	0	0	【基準】 1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。 2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準2. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面	2		

現 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ш-	7 1	`	\ _ /		_, _,	, r u				
1		価		J	内容	書面	現地	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容		点O 数× 選又	の書
1	号	B					_		ж		ツ出
1	36			又は報告書の作成提出球温暖化対策に係る計画	定する地球温暖では対域に対する地球温制書書が表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を	0		1. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、東京都へ提出していること。(中小規模事業所であって特定地球温暖化対策事業所以外の場合) 2. 環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における計画書を作成し、東京都へ提出していること。(特定地球温暖化対策事業所の場合) 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策報告書(受付印のあるもの) ②提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面 2. 基準2. を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策計画書(受付印のあるもの)	4		
東京都グリーン購入 東京都グリーン購入 東京都グリーン購入に取り組入でいること。 「現地審査】		な的		生可能エネル	置、再エネ電力等 の利用に取り組ん		0	1. 自社施設において再工ネ設備を設置していること。 2. 再工ネ電力等の利用に取り組んでいること。 ※再工ネ電力購入使用又は発電した再工ネ電力を利用・売却していること。 【現地審査】 1. 基準1. 及び2. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①再工ネ設備の設置状況が分かる書面	4		
1	38		配境	リーン購	入ガイド等を参照 し、グリーン購入 に取り組んでい		0	1. 東京都グリーン購入ガイド等を参照し継続的にグリーン購入に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書	2		
	39			出事業者への啓	て、適正処理及び 3Rの推進を促の方 法や処理・法別のサび性 が関係を がいて を がいて がいて がいいて がいいて がいいて がいいて がいいて がいいて がいいて がいいて がいいて がいいて がいいて がいいて がいいで がいいで がいいで がいいで がいいで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいないで がいで が	0		1. 排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。取り組んでいることが確認できる書面等	4		
産廃エキスパート 60%以上 (得占一配占一得占家) 0%								(合計)		O点	
		Z	奎廃 二	Lキス 	パート 60%以」	-		(得点÷配点=得点率)		0%	

※申請者記入欄の得点の合計及び得点率は、得点欄ごとにプルダウン入力すると自動計算されます。 ※表示された得点率が、申請区分の基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て)

о+ ІШ	基準	衣	(3)	中間処理業		_		טוויים בדי	5年申請用】
番号	目価項	項	小項目	内容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者記入のチェックのチェックターの
1			行政指導	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号。以下「廃 棄物処理法」とい う。)に基づく行 政指導による警告 書を過去2年間受 けていない。	0		【基準】 1. 廃棄物処理法に基づく行政指導による警告書を過去2年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	_	
2			不利益処分	環境保全関係法令 で不利益処分を過 去5年間受けてい ない。	0		【基準】 1. 廃棄物処理法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)の規定による不利益処分を過去5年間受けていないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。	_	
3	フェッショナル共通) 遵法性(産廃エキスパート・産廃プロ	多的营	納税等	法人税、消費税、 (住民税、事税、 事業税、 地方取得税、 事主面税及び で都市計算の で社会保険料の未納 がない。	0		【基準】 1. 納税等に未納がないこと。 【書面審査】 1. 基準1. を納税等の状況に関する誓約書(様式第4号)及び様式第4号に添付した(以下①及び②~⑩)証明書により、審査する。①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(その3の3)②法人都民税の納税証明書(直前3年分)③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(直前3年分)④法人事業税の納税証明書(直前3年分)⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(直前3年分)⑤固定資産税(償却資産用)の納税証明書(直前3年分)⑦事業所税の納税証明書(直前3年分)⑦事業所税の納税証明書(直前3年分)②主会区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分) ⑨社会保険料の納入確認書(24ヶ月分) ⑩地方労働局が発行する労働保険料等の納入証明書(直前3年分)※都外に係る②~⑩の証明書等の提出は不要	_	
4		体理	マニフェスト	マニヤットを は、		0	【基準】 1. マニフェストが5年間整理保管されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①~⑩の事項がすべて記載されていること。 ①交付年月日及び交付番号 ②交付を担当した者の氏名 ③排出事業者やその事業所の名称、所在地 ④委託する廃棄物の種類、数量、荷姿 ⑤運搬業者や運搬先の名称、所在地 ⑥処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑥処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑥処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑥処分業者やその事業場の名称、所在地 ⑥ 運搬終了年月日 ⑪ 最終処分の場所の名称、所在地 ⑧ 運搬終了年月日 ⑪ 最終処分年月日 ⑪ 最終処分年月日 ※中間処理業者が2次マニフェストを交付する場合 ○2次マニフェストを交付した排出事業者の名称、交付番号等 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②のマニフェストを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(更新申請の場合は、前回の審査日以降のもの) ②電子マニフェストを使用してる場合は、JWNETの管理画面	_	

о+ іш	基準	衣	(3)	中間処埋業			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和6	744	
番号	目価項		小項目	内容	審書面審査	方 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者 (点は) (数選 (
5			処理帳簿	産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保棄制にさられている。 の理法施行規則に定められた事項がすべて記載されて記載されている。		0	【基準】 1. 産業廃棄物処理に係る帳簿が作成され、5年間保存されていること。 2. 廃棄物処理法施行規則で定める以下①~④の事項がすべて記載されていること。 ①受入又は処分年月日 ②管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 ③受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量 ④処分後の廃棄物の持ち出し先ごとの持出量等 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①、②の帳簿を用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する処理帳簿)	_		
6	共 一 共 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		委託契約書	排し物に施処定項れ付※排てた他理契当い理廃令法のす必れ間事自棄処託書者産託拠の廃規必記類る業と拠さ者場がび行たて書い理者がを業る含意を発見のである。 がっしに処の表別で表別の表別である。 がっしに処の		0	【基準】 1. 産業廃棄物処理委託契約書に、廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則で定める以下①~⑪の事項がすべて記載され、かつ、産業廃棄物収処分業の許可証(有効期限切れのないこと)の写し等が添付されていること。 ※中間処理業者が排出事業者となって、自社が処理した廃棄物をさらに他の処理業者に処理委託する場合の契約書も含む。(共通事項) ① 企業廃棄物の種類、数量 ②契約の有効期間 ③ 割金 ④中間処理業の事業の範囲 ⑤適正な処理のために必要な情報 ⑥変更があった場合の伝達方法 ⑦業務終了時の報告 ⑥要契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い等 (業の区分ごと定められた事項) ②処分又は再生の場所の所在地 ⑩処分又は再生の場所の所在地 ⑪処分又は再生の方法、処理能力 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②の契約書又は契約書の写しを用意して下さい。 ①過去5年間分のうち指定するもの(指定したマニフェストと照合する委託契約書) ②契約書の管理を電子化している場合は、閲覧できる端末内のファイル等	_		
7	プロフェッ ショ ナル	体理	処理状況報告書	東京平の第4年の東京平の第4年の第4年の第4年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2年の第2	0		【基準】 1. 廃棄物条例又は八王子市要綱に基づく、処理状況報告書を提出していること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の写しを提出して下さい。 ①東京都又は八王子市のWebサイトより該当する項目(直近の半期:10月~3月)が分かる画面(対象期間及び事業概要を含む)			
8			処理施設	事前計画書に基づき、適切に施設を 管理している。	0	0	【基準】 1. 新規・更新許可申請時の事前計画書に基づき、適切に施設を管理していること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①~⑥の書面の写しを提出して下さい。 ①事前計画書表紙(収受印のあるもの) ②施設内配置図 ③排水処理設備等の図面 ④産業廃棄物の流れ(フロー図) ⑤保管場所(図面・写真・計画容量・安全性を明らかにする説明等) ⑥生活環境保全上の措置等(整理票) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。事前計画書の副本(収受印のあるもの)を用意して下さい。	_		

отіш	型华	IX	(3)	中间处理某				טייים כ	7++	明州』
					審查	方法			申請都	者記入
番号	目価項		小項目	内 容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	晶 坻	R点は(数) 選 選 得点	のチェック
* 9	廃産・	体理	施設維持管理記録	廃棄物処理法第15条第1項を発第1項に中等を表第では、 ・	0	0	【基準】 1. 廃棄物処理法第15条の中間処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存していること。 ※15条の全施設が対象 【書面審査】 1. 基準1. の状況の概要を審査する。以下①、②の写しを提出して下さい。①平成10年6月16日以前に設置・変更の申請した施設は、廃棄物処理法施行規則第12条の6等9号の施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録が義務付けられた書面(直近の記録様式等が分かるもの)②平成10年6月17日以降に設置・変更の申請した施設は、許可に係る廃棄物処理法第15条第2項の申請書に記載した「維持管理に関する計画」(廃棄物処理法第15条の2の6に基づく変更許可を受けた場合にあっては、変更後のもの)及び実施していることが分かる点検表(直近の記録様式等が分かるもの) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②(過去3年間の内で指定するもの)を用意して下さい。 ①平成10年6月16日以前に設置・変更の申請した施設は、廃棄物処理法施行規則第12条の6等9号の施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録が義務付けられた書面 ②平成10年6月17日以降に設置・変更の申請した施設は、許可に係る廃棄物処理法第15条第2項の申請書に記載した「維持管理に関する計画」(廃棄物処理法第15条第2項の申請書に記載した「維持管理に関する計画」(廃棄物処理法第15条の2の6に基づく変更許可を受けた場合にあっては、変更後のもの)及び実施していることが分かる点検表 ※「維持管理記録」については、巻末「参考資料3」を参照	1		
* 10		生明透	(施設の維持管理記録)インターネット情報公開	施設の維持管理のの維持管理定の (では、) 3年では (では、) 3年では (では、) 3年では (では、) 3年では (では、) 2年では (では、) 2年では (では、	0		【基準】 1. 廃棄物処理法第15条の2の3第2項の施設の維持管理の状況に関する計画及び状況について、直近3年分を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する画面にリンクしていること。 ※焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施が対象。前記の処理施設以外の廃棄物処理法第15条の施設及び14条の施設は対象外 2. Webサイト上の該当する項目が、1年に1回以上更新されていること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. をインターネットによる情報公開に関する確認書(様式第5号)及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当する項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当する項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	1		

評価基準表	. (3) 中间処理業				[市和(J++	
番評品		内容	審書面審査	方 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請を	
11 廃プロフ	①会社概要	学 資本金又は出資 金、事業の内容、 社内組織図・人員 配置 の場合)	0		【基準】 1.会社概要のすべての項目を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1.の項目は、変更後遅延なく更新していること。 3. 代表者の氏名等と人員配置については、変更が生じなくとも、一年に一回以上更新した年月日を記載していること。 (記載説明) ○「事業計画の概要」とは、事業の全体計画、処理する産業廃棄物の処理量、中間処理の具体的な計画、環境保全措置の概要等を公開していること。ただし、企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。※巻末「参考資料2」を参照のこと。 ○「許可証の写し」とは、都道府県及び政令市において取得しているすべての許可の写しを掲載のこと。 ○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載のこと。 ○「事業場公開の有無・頻度」とは、公開している場合は公開の頻度について記載を行うこと。公開していない場合は、「事業場を公開していない」自を記載のこと。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. をインターネットによる情報公開に関する確認書(様式第5号)及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で当該項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で当該項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	8		
(エッショナル共通) 12 12 12 12 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15		類が、 類が、 理方が、 理方が、 ・ ・ ・ ・ ・ のでである。 ・ のでは、 ・ のでである。 ・ のでのである。 のでは、 のでのである。 のでは、 のでのである。 のでは、	0		【基準】 1.施設(中間処理)及び処理の状況を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトがら該当する項目の画面にリンクしていること。 2.「事業の用に供する施設の概要」、「処理工程図」及び「処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否」は、変更後遅延なく更新していること。 3.「最終処分までの処理の行程」、「処理の実績」及び「熱回収の状況」は、一年に一回以上更新していること。 (記載説明) 〇「処理の実績」とは、直前3年間において、各月の産業廃棄物の種類にと及び処分方法ごとの処分量、持出先ごと及び処分方法ごとの処分量をいう。 〇「処理工程図」とは、産業廃棄物の種類に応じて脱水、乾燥、焼却等で地位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程を一つのブロックとしたブロック図等で表し、事業場ごとに作成したものをいう。 〇「最終処分場までの処理の行程」とは、直前1年間において、産業廃棄物の種類ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、保管量、処分後の持出先ののもいるのでは、処分方法、再生することに作成したものをいう。 〇「最終処分場までの処理の行程」とは、直前3年間において、各月の焼却施設でとの受入量、処分方法、再生することでより得た物の持出先の行出量及び持出先における利用う」とは、直前3年間において、各月の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量及び当該焼却施設において、熱回収がされた産業廃棄物の量をいう。 〇「別分後の産業廃棄物の持出先の用こので入場の産業廃棄物の持出先の開定していることの分後の産業廃棄物の持出先の開定していることの分後の産業廃棄物の持出先としていることの引きについて公開していることの分後の産業ので表別していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目を公開している場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	1 No. 1		

評価	型华	衣	(3)	中間処理業				【令和6) 4 中	制出。
番号	目価項	項	小項目	内 容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者 マニカ ス 点 数 選 タ 点 名 ま ま き ま き ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	野記入 のチェック 書面提出時
13			インターネット情報公開	直前3年間分の財務諸表(貸借対照表、賃益計算書、株主資本等の動計書)をインの別という。 株主では、株主では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	0		【基準】 1. 直前3事業年度分の財務諸表を、自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. 基準1. については、一年に一回以上更新していること。少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度更新していること。3. 基準1. 2. の対応によりがたい場合は、当分の間、問い合わせできる宛先を自社Webサイトで公開していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4		
14	定性へ産廃エキス		インターネット情報公開	料金表、料金算定式、個別見積もり等、処理料金の提示方法をインターネット上で公開している。	0		【基準】 1. 「料金表・料金算定式」又は「個別見積もり」を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積条件についても併せて掲載すること。 2. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	4		
	ル 共 通パート・産廃プロ		管ト 理情 記報	施設等等では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	0		【基準】 1. 廃棄物処理法第15条の施設(焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設を除く)の維持管理記録(点検、環境測定結果等)の直近3年分を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 2. Webサイトに該当する項目の画面が、一年に一回以上更新していること。 2. Webサイトに該当する項目の画面が、一年に一回以上更新していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②の画面の写しを提出して下さい。①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ)②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)			
16		生明透	見格者数) 情報公開	環境では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	0		【基準】 1. 環境保全技術に関する資格(公害防止管理者、技術士、環境計量土、技術管理者(土))を有する者が勤務していること。 2. 資格取得状況(取得者数)を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する項目の画面にリンクしていること。 3. 基準1の更新は、変更後遅延なく更新していること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。環境保全技術に関する資格者が勤務していることが分かる書面等の写しを提出して下さい。 2. 基準2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下の①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で該当項目を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で該当項目が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。)	2		

от IШ:			(0)	中间处廷未			-	טייים כ		5.57 .52
番号	目価項	項	小項目	内容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請では、	
17		透明性	電子マニフェスト	電子マニフェスト に加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	0		【基準】 1. 廃棄物処理法に指定された「情報処理センター」(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子マニフェストシステムに加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. を認定申請書(様式第1号)の電子マニフェストの有無欄の記載により審査する。	4		
18			自己資本比率	直前3年の各事業 年度の自己資本比率が0%を超え る。	0		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0%を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
19	ロフェット		営業利益金額等自己資本比率	直前3年の各事業 年度のうちいずれ かの事業年度にお ける自己資本比率 が10%以上又は 前事業年度の営業 利益金額等が0を 超える。	0		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
20	ショ ナル		経常利益金額等	直前3年の各事業 年度における損益 計算書上の経常利 益金額に該当損益 計算書上の減価償 却費の額を加えて 得た額の平均額が 〇を超える。	0		【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益金額に 売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて 得た額の平均値がOを超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
21		状務	総資本経常利益率	総資本経常利益率 が2%以上であ る。	0		【基準】 1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・ 純資産合計の額で除して得た比率が、2%(小数点以下切捨て)以上である こと。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査す る。	2		
22			流動比率	流動比率が150% 以上である。	0		【基準】 1. 直前の事業年度の貸借対照表において、流動資産の合計の額を流動負債の合計の額で除して得た比率が150%(小数点以下切捨て)以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		

評価	全 华	衣	(3)	中間処理業				市利の	5年申	請用】
番号	目価項	項	小項目	内 容	審書面審査	方 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者 (点数) 選 (点数) 選 (点数) 選 (点数)	のチェッ
23			労働安全衛生	事業規模に応じた 労働を衛生し、 年間を確保を全衛生 年度る管理実施 が、 では、 年度の管理 年度の管理 を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	0		【基準】 1. 事業規模に応じ、安全衛生委員会等組織を設置していること。 2. 管理計画表(研修・訓練及び健康診断等【感染性廃棄物を扱う者については、HBs抗体価の測定及び予防接種】の計画及び実施状況)作成していること。 【書面審査】 1. 基準1. 及び2. の状況を審査する。以下①、②の書面(※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。 ①安全衛生委員会の設置要綱又は委員会の組織図②管理計画表(研修・訓練及び健康診断等の計画及び実施状況)(前年度及び今年度分)	6		
24			労働安全衛生(現場管理)	労働をに全検点にる。 労働をに全検点にる。	0	0	【基準】 1. 従業員に対して定期的に研修・訓練を実施していること。 2. 労働安全衛生について、PDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正)を継続的に実施していること。 【書面審査】 1. 基準1. を取組の概要を審査する。研修・訓練の実施の概要が分かる書面を提出して下さい。 2. 基準2. の取組の概要を審査する。以下①、②の書面(※更新年月日及び実施年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。①業務マニュアル(作業手順、危機管理、緊急時の連絡体制等)の表題及び目次②安全衛生等のPDCA (計画、実施、自主点検、改善・是正)の記載のある書面の活動記録・議事録等の抜粋 【現地審査】 1. 基準1. の具体的な実施状況を審査する。研修・訓練を実施しているる書面の活動記録・議事録等の抜粋 【現地審査】 1. 基準1. の具体的な実施状況を審査する。以下①~③(過去3年間の内で指定するもの)及び4を用意して下さい。 2. 基準2. の具体的な管理状況を審査する。以下①~③(過去3年間の内で指定するもの)及び4を用意して下さい。 2. 基準2. の具体的な管理状況を審査する。以下①~③(過去3年間の内で指定するもの)及び4を用意して下さい。②(過去3年間の内で指定するもの)及び4を用意して下さい。②(過去3年間の内で指定するもの)及び4を開意して下き産連」という。)のHP参照〉、安全パトロール結果等) ③①及び②についての従業員への周知、教育(外部研修含む)、訓練及び健康診断の実施状況が確認できる書面 ④労働災害の発生状況に関する自己申告書(様式第7号)で事故「有り」の場合は、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面	10		
25	ッショ	運業	作業実態の把握・確認	日々の作業内容を日報等で確認することができる。	0	0	【基準】 1. 日々の作業実施状況の把握のために、以下①の項目等を記載した作業日報を備えていること。 ①産業廃棄物の種類、作業日時、受入量、処分方法、処分量、排出量、排出先、作業従事者等 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。作業日報等として使用している書面様式の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。記載されている作業日報(直近3年間のうち指定するもの)を用意して下さい。	6		
* 26			処理施設(法外)の記録	処理施設(廃棄集物 処理法第15年 1項による許を 受けたもの定 で、)検証を で、)検証 を が、その で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	0	0	【基準】 1. 廃棄物処理法第14条の処理業の許可を受け、産業廃棄物の処分を行う施設(廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けたものを除く。)の定期点検・検査を行い、その記録を作成し、3年間保存していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況の概要を審査する。以下①を提出して下さい。 ①該当する処理施設の維持管理に関する定期点検・検査の記録がされた書面(直近の記録様式等が分かるもの)の写し 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①(過去3年間の内で指定するもの)を用意して下さい。 ①該当する処理施設の維持管理に関する定期点検・検査の記録がされた書面	2		

0 I IW:	垫 準	11	(3)	中间処理業				U↑CT J	7	UB/ 13.4
番号	目価項	項	小項目	内容	審書面審査	方 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者はは、公選の場合は、公選の場合は、公選の場合は、公司のは、公司のは、公司のは、公司のは、公司のは、公司のは、公司のは、公司の	のチェル
27			者常	安全、かつ、安定的な処理を行うために、処理技術に精通した監督者を常駐させている。		0	【基準】 1. 処理施設において、監督者を常駐させ適切な管理運営をしていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①監督者の常駐が確認できる書面(組織図等)	2		
28	安		処理施設管理	適切な作業環境が構築され維持されている。		0	【基準】 1. 適切な作業環境(監視装置、計量装置、整理整頓)が構築され維持されている。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①監視カメラ等、トラックスケール等の設置が分かるもの ②整理整頓の取り組みが分かるもの	3		
29	定性(産廃エキスパ	運業	事業の継続・復旧(BCP)	事故や災害に対し て事業を継続、復 旧できる管理体制 (BCP)を確保し ている。	0	0	【基準】 1. 事故時及び災害発生時に事業の継続・復旧のための方法、手段等の計画が定められていること。 【書面審査】 1. 基準1.の概要を審査する。以下①の書面の写しを提出して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面の表題及び目次(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。) ※自社で策定した危機管理マニュアル等にBCPが記載されている場合は、危機管理マニュアルで可能とします。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①BCPが分かる内容が記載されている書面(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)	4		
* 30	ト・産廃プ		複数の受入先	常時リサイクルを 行っているでは 策物についのにを 乗物についのにため にいが複りな にがでいた いでも がも いまな を なな で いまな を なな で と た が も と た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	0		【基準】 1. 常時リサイクルを行っている産業廃棄物については、リサイクルのために必要な処理ルートが複数確保されており、安定した処理体制となっている。(リサイクルが行えない産業廃棄物のみを取り扱っている場合は対象外) 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。リサイクルフローが確認できる書面の写しを提出して下さい。	2		
* 31	フロッシ		資源伝票保管	売却された再生資源等について、売却伝票又は売却に のる帳簿等が整理保管されている。		0	【基準】 1. 売却された再生資源等について、売却伝票が整理保管されている、 又は売却に係る帳簿等が整理保管されていること。(再生資源等を取り 扱っていない場合は対象外) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②を用意して下さい。 ①売却伝票 ②売却に係る帳簿等	2		
* 32	ョナル共通)	体理	資源の排出者へ	処理の過程で発生 する再生資源等に ついて、売却先、 利用方法等を排出 事業者に説明して いる。		0	【基準】 1. 処理の過程で発生する再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者に説明していること。(再生資源等を取り扱っていない場合は対象外) 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①再生資源等について、売却先、利用方法等を排出事業者に説明していることが確認できる書面	2		
33			の条件把握最終処分まで	確保している最終 処分までの施設の 許可条件、受入条 件、残存容量につ いて常に把握して いる。		0	【基準】 1. 処分後の産業廃棄物について、搬出から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(受入条件、処分状況、残存容量等)を把握していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①処分先との委託契約書と許可証(写) ②処分先の処分状況等について把握したことが分かる書面等	2		
34			施設の緑化	施設の緑化に取り 組んでいる。		0	【基準】 1. 敷地内(壁面、屋上等を含む)の緑化に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①又は②を用意して下さい。 ①自然保護条例対象の場合は、緑化計画書 ②自然保護条例対象外の場合は、緑化の取組状況が分かるもの	2		

評価	基準	表	(3)	中間処理	里業				令和6	6年申	請用】
番号	目価項		小項目	内	容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請では、次の選の名の選の名の名のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	を記しています。 のチェック 書面提出時
35	安定性(産廃		公開・見学会 地元への施設	施設を公開は定期的は学会を開発の変	開し、又 こ施設見 催し、事 説明等の	0		【基準】 1. 施設の周辺に居住する住民に施設を公開又は施設見学会を開催し、事業内容の説明等の機会を設けていること。 【書面審査】 1. 基準1.を審査する。施設公開等を確認できる書面を提出して下さい。	2		
36	エキスパー	体理	団体への加入	国又は都が る産業廃 に係る業態 加入して(棄物処理 界団体に	0		【基準】 1. 国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体に加入していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。以下①及び②の書面(※更新年月日が記載されたもの)の写しを提出して下さい。 ①基準1. の業界団体に加入していることが分かるWebサイトの画面(例:名簿又は会員証等) ②産廃の適正処理に向けた取組を行っていることが分かる該当団体の定款又は、事業報告等の書面(①の団体が全産連の場合は②の提出は不要)	3		
37	フェッ ショナ		経営理念	役営をりするのサつ等員る。 (が把極となるのかのないをにある。 のかいをにある。 ではいいでは のかでは のかいでは のかいで に のかいで に のかいで に のかいで に のかいで に のかいで に の。 のかいで に の。 のかいで に の。 のかいで の。 のかいで の。 のかいで の。 のかいで の。 のかいで の。 のかいで のかいで のかいで のかいで のかいで のかいで のかいで のかいで	業屋的が 埋かない という でいます といい で の で の で で の で で で で で で で で で で で で		0	【基準】 1. 事業の目的・目標・経営理念を明確に発言できること。 2. 業務内容(環境への取組、適正処理・リサイクルの推進)について、説明が出来ること。 3. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進についての社内目標等を設定し、従業員に周知していること。 【現地審査】 1. 経営者(役員、経営層)への聞き取りにより、基準1. 2. 及び3. を審査する。	8		
	産廃	エキ	スパー	· ト	80%	IJ F		(合計)	98点		
	産廃	プロ	フェッ	ショナル	70%	以上		(得点÷配点二得点率) でとにブルダウン入力すると自動計算されます。		0%	
※表 ※「 ※産	示さ *」	れた役 マーク キスノ	寻点率が フの項E パートの	が、申請区i 目について	分の基準を は、該当し	満た ない	すこ \場合	と。(小数点以下切り捨て) に「-」を選択することで配点合計から自動的に除外され計算されます。 欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとしています。			
* 9		管理体制	管施 理設 記維 録持		語法第15 -」を選択			による許可を受けた施設に該当しない場合は、 い。	_	_	

* 9		理体制	管施 理設 記維 録持	廃掃法第15条第1項による許可を受けた施設に該当しない場合は、 「-」を選択して下さい。	_	ı	
* 10	生法 _说	透明性	の維持管理記録)情報公開(施設インターネット	<u>焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設における</u> 廃棄物処理法第 15条第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「−」を選択して下さい。	1	ı	
* 15		透明性	の維持管理記録)情報公開(施設インターネット	<u>焼却施設、廃水銀等の処理施設、廃石綿溶融施設、PCB処理施設を除く</u> 廃棄物処理法第15条 第1項による許可を受けた施設を持たない場合は、「-」を選択して下さい。	2	-	
* 26	安	事業運営	の記録 (法外) 設	廃棄物処理法第15条第1項による許可を受けた施設の場合は、「-」を選択して下さい。	2	ı	
* 30	定性		先の確保	リサイクルが行えない産業廃棄物のみを取り扱っている場合は、「-」を選択して下さい。	2	1	
* 31		体理	管伝	再生資源等を取り扱っていない場合は、「-」を選択して下さい。	2	1	
* 32			が 部出者の 明へ	再生資源等を取り扱っていない場合は、「-」を選択して下さい。	2	_	$\overline{/}$

01100	卒华	1	(0)	中间处理耒				י חיים ל		0137 132
番号	目価項		小項目	内 容	審書面審査	方法 現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	申請者はは、次の選の場合は、対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	
38			認証取得	ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けている。	0		【基準】 1. ISO14001、エコアクション21又はエコアクション21と相互認証されている認証制度の認証を受けていること。 【書面審査】 1. 基準1.を審査する。登録証等の写し(有効期間内のもの)を提出して下さい。	4		
39			環境に配慮した経営	環境に関する方針 を定め、報告書 (CSR報告書、環 境報告書など)を 作成し公開してい る。		0	【基準】 1.環境に関する基本方針を定め、以下①を作成し公開していること。 ①環境に関する報告書であって、事業者が自ら事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組等の環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書 (例:CSR報告書、環境報告書、LCA分析結果表等) ※「公開」とは、基準1.の①に示した報告書等の冊子・印刷物、CD等の媒体を配布していること。又はWebサイトで該当する情報を掲載していることをいう。 【現地審査】 1.基準1.を審査する。環境情報を総合的に取りまとめた定期報告書を用意して下さい。	4		
40	な的		技術の開発・研究	AIやITなどを活用して、作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいる。	0	0	【基準】 1. 中間処理業における作業の効率化や適正処理等を推進するため、AIやITなどを活用して技術の開発・研究に取り組んでいること。 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の写しを提出して下さい。(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)①中間処理業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面の概要 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①中間処理業における作業の効率化や適正処理の推進に取り組んでいることが確認できる書面等(企業秘密に触れるような情報については適宜省略を可能とします。)	4		
41		配境	重機等の環境対策	低公害型重機(特殊を対しているを対しているのでは、 を動す)のでは、 をかからないでは、 をかからないでは、 をがいましたでする。 をできないでは、 をできないできないできない。 をできないできないできない。 をできないできないできないできない。 をできないできないできないできない。 をできないできないできないできない。 をできないできないできないできないできない。 をできないできないできないできないできない。 をできないできないできないできないできないできないできない。 をできないできないできないできないできないできないできないできない。 をできないできないできないできないできないできないできないできないできないできない	0	0	【基準】 1. 中間処理施設で使用する重機においては、低公害型重機(特殊自動車)を導入していること。 2. 施設で使用する低公害型重機の導入状況表を自社Webサイトで公開していること。自社以外のWebサイトで公開されている場合は、自社Webサイトから該当する画面にリンクしていること。 3. 基準2. の項目は、変更後遅延なく更新していること。 4. 重機(特殊自動車)の稼働時には、環境に配慮していること。 【書面審査】 1. 基準1. 2. 3. を様式第5号及びWebサイトにより審査する。以下①又は②を提出して下さい。 ①自社Webサイト上で施設で使用する低公害型重機の導入状況表を公開していることが分かる画面の写し(1ページ) ②他社Webサイト上で施設で使用する低公害型重機の導入状況表が公開されている場合は、自社Webサイトからリンクしていることが分かる画面の写し(画面上のリンク箇所に赤で丸印囲いしたもの。) 【現地審査】 1. 基準1. 4. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①導入している低公害型重機が確認できる書面(仕様書等) ②重機の稼働状況が分かる書面	4		

<u>о+</u> іші			(-,	中间处理来	審査	方法			申請者	記入
番号	評目価項	中項目	小項目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	マ点は(数 数選 選 得点	のチェック書面提出時
42			省資源・省エネルギー	①過去3年以内に 東京新又はエネーの 東京法人セン省エターネー を を で が を で が を る が る の る の る の る の る の る の る の る の る の	0	0	【基準】 1. 過去3年以内に東京都又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネに係る診断を受けていること。 2. 事業の運営過程において省電力、節水を考慮するなど、省資源・省エネルギーに取り組んでいること。 【書面審査】 1. 基準1. を審査する。省エネルギー診断報告書の表紙及び総括の写しを提出して下さい。 【現地審査】 1. 基準2. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①省資源・省エネルギーに取り組んでいることが分かる書面	4		
43			報告書の作成提出地球温暖化対策に係る計画書又は	環境確保条例に規定 定す策報を報告を がまれて、総量 を は、総量 を は、総量 を は、 に が が は、 総 が が が は、 総 が は が は 、 総 が は が は が は が は が は が は が は が は が は が	0		【基準】 1.環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における報告書を作成し、東京都へ提出していること。(中小規模事業所であって特定地球温暖化対策事業所以外の場合) 2.環境確保条例に規定する地球温暖化対策報告書制度における計画書を作成し、東京都へ提出していること。(特定地球温暖化対策事業所の場合) 【書面審査】 1.基準1.を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策報告書(受付印のあるもの) ②提出した報告書が公表されている東京都環境局の公表画面2.基準2.を審査する。以下①又は②の写しを提出して下さい。(直近年度に提出したもの) ①地球温暖化対策計画書(受付印のあるもの)	4		
44	な的		再生可能エネルギー	再エネ設備の設置、再エネ電力等の利用に取り組んでいる。		0	【基準】 1. 自社施設において再エネ設備を設置していること。 2. 再エネ電力等の利用に取り組んでいること。 ※再エネ電力購入使用又は発電した再エネ電力を利用・売却していること。 【現地審査】 1. 基準1. 及び2. を審査する。以下①及び②を用意して下さい。 ①再エネ設備の設置状況が分かる書面 ②再エネ電力等の利用に取り組んでいることが分かる書面	4		
45			グリーン購入	東京都グリーン購入ガイド等を参照し、グリーン購入に取り組んでいる。		0	【基準】 1. 東京都グリーン購入ガイド等を参照し継続的にグリーン購入に取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①グリーン購入を計画的かつ継続的に取り組んでいることが確認できる書面等(物品購入仕様書、取組方針等)	2		
* 46		配境	性状分析体制	受入廃棄物及び再 生資源の性状を分 析できる体制があ る。		0	【基準】 1. 受入産業廃棄物及び再生資源の性状を自社又は外部で分析できる体制があること。 ※性状分析の必要がない廃棄物を扱っている処分施設は対象外 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。 ①自社で分析していることが分かる書面 ②外部の分析機関において、分析していることが分かる書面	3		
* 47			環境賠償責任保険加入	産業廃棄物処理施 産業廃責実物処理施 管験、環境に 環境に では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	0	0	【基準】 1. 産業廃棄物処理施設賠償責任保険等、環境汚染等に関する賠償責任保険に加入していること。 ※事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は対象外 ※15条施設及び14条施設でも近隣に環境影響を及ぼすおそれのある施設が対象 【書面審査】 1. 基準1. の概要を審査する。以下①の補償内容が分かる書面の写しを提出して下さい。 ①環境汚染賠償責任保険証、土壌汚染浄化費用負担保険証、請負業者用環境汚染賠償責任保険証等 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。保険証書を用意して下さい。 2. 基準1. の対象外施設であることを確認します。	3		

					審查	方法			申請者	記入
番号	目価項	項	小 項目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	R点は(数 数選 選 得点	のチェック
48			小の啓発 おおり かんしょう おいまい おいま はいま こうしん かいき	排出事適の推進を 者に対及びすために、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	0		【基準】 1. 排出事業者に対して、適正処理及び3Rの推進を促すために、分別の方法や処理・リサイクルの方法並びに産業廃棄物の性状、危険性などについての意見交換や情報提供を実施していること。 【書面審査】 1. 基準1. の状況を審査する。取り組んでいることが確認できる書面等の写しを提出して下さい。	4		
* 49	な的		への影響評価 合主的な生活環境	廃棄物処理法第15 条の2第1項第2号 に規定された環境の 地域の生活環境の 保全に後度でいい 設に生活環境が 設に生きの 設に生きの 設に生きの と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		0	【基準】	3		
50		配境	ゼロエミッション	最終処分量を減ら すために、処理過 程におけるゼロエ ミッションに取り 組んでいる。		0	【基準】 1. 処理過程において、最終処分量を減らすためにゼロエミッションに取り組んでいること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①ゼロエミッションの取組が確認できる書面(処理工程図及びリサイクル率の推移等が分かるもの)	3		
							(合計)	46 点	O点	
産廃エキスパート 60%以上 (得点÷配点=得点率)									0%	

【該当しない場合】

* 46	先		性状分析体制	性状分析の必要がない廃棄物を扱っている場合は、「-」を選択して下さい。	3	_	
* 47	進的な	配境	入責	事故等による環境汚染の恐れがないと考えられる処分施設は、「-」を選択して下さい。	3	_	/
* 49	取組		(任 自主的な生活環境	廃棄物処理法第14条施設は、対象外 「-」を選択して下さい。	3	_	

[※]申請者記入欄の得点の合計及び得点率は、得点欄ごとにプルダウン入力すると自動計算されます。 ※表示された得点率が、申請区分の基準を満たすこと。(小数点以下切り捨て) ※「*」マークの項目については、該当しない場合に「-」を選択することで配点合計から自動的に除外され計算されます。

番評	ф	<i>/</i> \		審查方法				請者記入
一月日	項	項目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	し	隼を満た ていれば ・ェック
1		管理規程	「廃棄物処理法に基づく 感染性廃棄物処理マニュ アル」(令和5年5月環境 省改正)等の内容に従っ て、感染性廃棄物の取扱 いについて管理規程を作 成している。それを従業 員が確認できる場所に配 備している。		0	【基準】 1. 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる書面(管理規程等)を用意して下さい。		
2		手順書	感染性廃棄物の収集運搬 について、「感染性廃棄 物取扱い手順書」が作成 され、従業員に周知され ている。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物の収集運搬について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる手順書等を用意して下さい。		
3	管理体制	育・	感染性廃棄物を取り扱う に当たり、全従業員に対 して必要な教育・訓練を 計画的かつ継続的に実施 している。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して以下①及び②の必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施していること。 ①微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 ②感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能 【現地審査】 1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面		
4		定期健診	感染性廃棄物を取り扱う 従業員に対して、常に健 康状態を把握するととも に、少なくとも年1回定 期健診を行っている。そ の際にHBs抗体価などの 測定及び予防接種等を 行っている。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を実施し、HBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面		
専門性(感染		ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		0	【基準】 1. にタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入していること。なお、電子マニフェストにより容器ごとの追跡管理ができる場合も可とする。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の導入状況又は活用していることが確認できる書面を用意して下さい。	必	
性廃棄物)		車両の状況	収集運搬車両は、保冷車 又は冷蔵車両であり、荷 室と運転席との間が遮断 され、感染性廃棄物の容 器が車両から落下しない 構造である。		0	【基準】 1. 収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造であること。 2. 運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用し、感染性以外の廃棄物を同時運搬する場合は運搬車両に仕切りを設ける等の措置を講じていること。 【現地審査】 1. 基準1. 2. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1. 2. が分かる運搬車両	須	
7		危機管理	収集運搬車両には、漏出 等の事故に備え、次亜塩 素酸ナトリウム1%溶液 などの消毒剤及び消火器 等を備えている。		0	【基準】 1. 収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1. が分かる運搬車両		
8	廃棄物処理	受入確認	廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、、 ニフェストを確認の上、 容器の破損、内容物の派 出等に注意が払われている。		0	【基準】 1. 廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うこと。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの		
9		混合防止	感染性廃棄物の運搬に当 たっては、感染性廃棄物 と他の廃棄物とが混合し ないよう措置を講じてい る。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1. が分かる運搬車両		
0		容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した 容器及び梱包材は、廃棄 物を収納したまま焼却す るものとし、容器などの 再利用が行われていな い。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていないこと。但し、使用済み容器の滅菌処理が確実に履行されている場合は、容器の再利用は可とする。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。 ①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面 ②電極空空等		

評価基準表 (4) 専門性②収集運搬業(積替え保管を含む)

					,,,,,	^//				
番	評	ф	小	審查方法		方法			申請者記入	
号	価項目	項目	項目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	し	隼を満た ていれば ・ェック	
1			管理規程	「廃棄物処理法に基ゴニュ 感染性廃棄物処理マニュ 党改正)等の内容に従っ て、感染性廃棄物の取扱 いについて管理規程を作 成している。それを従業 関が確認できる場所に配 備している。		0	【基準】 1. 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる書面(管理規程等)を用意して下さい。			
2			手順書	感染性廃棄物の収集運搬 及び積替・保管につい て、「感染性廃棄物取扱 い手順書」が作成され、 従業員に周知されてい る。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物の収集運搬及び積替・保管について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる手順書等を用意して下さい。			
З		管理体	教育•訓練	感染性廃棄物を取り扱う に当たり、全従業員に対 して必要な教育・訓練を 計画的かつ継続的に実施 している。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して以下①及び②の必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施していること。 ①微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 ②感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面			
4	専門性	制	定期健診	感染性廃棄物を取り扱う 感染性原棄物を取り扱う 能業員に対してするとしている。 に、必なくとっている。 の際にHSが抗体価などの 別定及びもほうの。 別定及びる。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を実施し、HBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面	-		
5	(感染性廃棄		管理者設置	施設に廃棄物の管理者を 置いている。		0	【基準】 1. 施設に廃棄物の管理者を常時置いていること。 【現地審査】 1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①管理者の設置が確認できる書面(組織図、配置図等)	必須		
6	果物)		ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		0	【基準】 1. にタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入していること。なお、電子マニフェストにより容器ごとの追跡管理ができる場合も可とする。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の導入状況又は活用していることが確認できる書面を用意して下さい。	-		
7			車両の状況	収集運搬車両は、保冷車 又は冷蔵車両であり、荷 室と運転席との間が遮断 され、破染性廃棄物の容 器が車両から落下しない 構造である。		0	【基準】 1. 収集運搬車両は、保冷車又は冷蔵車両であり、荷室と運転席との間が遮断され、感染性廃棄物の容器が車両から落下しない構造であること。 2. 運搬車両等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないもので、専用の運搬車両等を使用し、感染性以外の廃棄物を同時運搬する場合は運搬車両に仕切りを設ける等の措置を講じていること。 【現地審査】 1. 基準1、2. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1、2. が分かる運搬車両	-		
8		廃棄物処理	危 機 管 理	収集運搬車両には、漏出 等の事故に備え、次亜塩 素酸ナトリウム1%溶液 などの消毒剤及び消火器 等を備えている。		0	【基準】 1. 収集運搬車両には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①基準1. が分かる運搬車両	-		
9			腐敗防止	感染性廃棄物の積み替え 保管にあたっては、腐敗 防止のために必要な保冷 又は冷蔵保管がなされて いる。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物の積み替え保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保治又は冷蔵保管がなされていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の状況が分かる施設、保管量を把握管理する書面を用意して下さい。			

			-,						
番	評	ф	小		審查	方法		申記	請者記入
号	·価項目	· 項 目	項 目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	し	隼を満た ていれば ・ェック
10			受入確認	廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うことを求めている。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われている。		0	【基準】 1. 廃棄物の受領に当たっては、排出者側の管理担当者が立ち会うこと。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの		
11	専門性(感	廃棄	保管量	感染性廃棄物の積み替え を行う場合は施設内で 行っており、保管量は可 能な限り少量で、かつ、 速やかに処理施設に搬入 している。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物の積み替えを行う場合は施設内で行っており、保管量は可能な限り少量で、かつ、速やかに処理施設に搬入していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。 ①基準1. が分かる積替・保管場所及び保管量を管理する日報等	必	
12	染性廃棄	物処理	混合防止	感染性廃棄物の運搬に当 たっては、感染性廃棄物 と他の廃棄物とが混合し ないよう措置を講じてい る。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物と他の廃棄物とが混合しないよう措置を講じていること。 【基準項目】 1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。 ①基準1. が分かる運搬車両及び積替・保管場所	須	
13			容器の適正利用	感染性廃棄物を収納した 容器及び梱包材は、廃棄 物を収納したまま焼却す るものとし、容器などの 再利用が行われていな い。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていないこと。但し、使用済み容器の滅菌処理が確実に履行されている場合は、容器の再利用は可とする。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。 ①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面 ②運搬容器等		

					1			Τ,	h=# +v =n n
番	評	ф	小			方法			申請者記入
뮹	価項目	項目	項目	内容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容		準を満たし ていれば チェック
1			理規	「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備している。		0	【基準】 1. 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5年5月環境省改正)等の内容に従って、感染性廃棄物の取扱いについて管理規程を作成している。それを従業員が確認できる場所に配備していること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる書面(管理規程等)を用意して下さい。		
2			順	感染性廃棄物の中間処理 について、「感染性廃棄 物取扱い手順書」が作成 され、従業員に周知され ている。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物の中間処理について、「感染性廃棄物取扱い手順書」が作成され、従業員に周知されていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の内容が分かる手順書等を用意して下さ		
3		管理体	育・訓	感染性廃棄物を取り扱う に当たり、全従業員に対 して必要な教育・訓練を 計画的かつ継続的に実施 している。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱うに当たり、全従業員に対して以下①及び②の必要な教育・訓練を計画的かつ継続的に実施していること。 ①微生物、感染症および感染症の予防などに関する知識及び技能 ②感染性廃棄物の取り扱いに関する知識及び技能 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①教育・訓練計画及び実施記録に相当する書面		
4		:制	期健	感染性廃棄物を取り扱う 従業員に対して、常に健 康状態を把握するととも に、少なくとも年1回定 期健診を行っている。 の際にHBs抗体価などの 測定及び予防接種等を 行っている。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物を取り扱う従業員に対して、常に健康状態を把握するとともに、少なくとも年1回定期健診を実施し、HBs抗体価などの測定及び予防接種等を行っていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①定期健診、HBs抗体価の測定及び予防接種等の実施状況を示す書面		
5	専門		管理者設置	施設に廃棄物の管理者を 置いている。		0	【基準】 1. 施設に廃棄物の管理者を常時置いていること。 【現地審査】 1. 基準1.を審査する。以下①を用意して下さい。 ①管理者の設置が確認できる書面(組織図、配置図等)		
6	性(感染性廃棄		ICタグ等	ICタグ等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入している。		0	【基準】 1. にタグ、バーコード等により感染性廃棄物を容器ごとに追跡管理できるシステムを導入していること。なお、電子マニフェストにより容器ごとの追跡管理ができる場合も可とする。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の導入状況又は活用していることが確認できる書面を用意して下さい。	必須	
7	物)		機	施設には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えている。		0	【基準】 1. 施設には、漏出等の事故に備え、次亜塩素酸ナトリウム1%溶液などの消毒剤及び消火器等を備えていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。 ①基準1. が分かる施設の状況確認		
8			腐敗防止	感染性廃棄物の中間処理 までの保管に当たって は、腐敗防止のために必 要な保治又は冷蔵保管が なされている。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物の中間処理までの保管にあたっては、腐敗防止のために必要な保冷又は冷蔵保管がなされていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。基準1. の状況が分かる施設等を用意して下さい。		
9		廃棄物処理	入確認	廃棄物の受け入れに当 たっては、マニフェスト を確認の上、容器の破 損、内容物の漏出等にも 注意が払われている。		0	【基準】 1. 廃棄物の受領に当たっては、処分施設側の管理担当者が立ち会うこと。その際には、マニフェストを確認の上、容器の破損、内容物の漏出等に注意が払われていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①を用意して下さい。 ①過去5年間分のマニフェストのうち指定するもの		
10		垟		施設に搬入された感染性 廃棄物は速やかに処理し ている。やむを得す感染 性廃棄物を保管する場合 は、可能な限り少量と し、定められた保管場所 で行っている。		0	【基準】 1. 施設に搬入された感染性廃棄物は速やかに処理していること。やむを得す感染性廃棄物を保管する場合は、可能な限り少量とし、定められた保管場所で行っていること。また感染性廃棄物が他のものと混合しないように保管されていること。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①の用意して下さい。 ①基準1. が分かる保管場所及び保管量を管理する日報等		
11			の適正記	感染性廃棄物を収納した 容器及び梱包材は、廃棄 物を収納したまま焼却す るものとし、容器などの 再利用が行われていな い。		0	【基準】 1. 感染性廃棄物を収納した容器及び梱包材は、廃棄物を収納したまま焼却するものとし、容器などの再利用が行われていないこと。但し、使用済み容器の滅菌処理が確実に履行されている場合は、容器の再利用は可とする。 【現地審査】 1. 基準1. を審査する。以下①、②を用意して下さい。 ①納品伝票等による購入数と処理した実績数及び保管数が確認できる書面 ②運搬容器等及び処理工程図		

16 巻末「参考資料」(記載例)

参考資料 1

「低公害・低燃費車両、重機」の項目

参考資料 2

インターネット情報公開における事業計画の概要

- (1) 収集運搬業 (積替え保管を除く)
- (2) 収集運搬業 (積替え保管を含む)
- (3) 中間処理業

参考資料3

施設維持管理記録

「低公害・低燃費車両、重機」項目に関する記載

参考資料1

(1) 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況 (今和6年4月1日現在)

は、					
運搬車の排ガスレベル	台数(割合)	【参考】台数(割合)			
	令和6年4月1日時点	令和5年4月1日時点			
全保有台数	68 (100.0%)	50 (100.0%)			
① 平成12年基準低排出ガス車 良☆	2 (2.9%)	2 (4.0%)			
② 平成12年基準低排出ガス車 優☆☆	4 (5.9%)	4 (8.0%)			
③ 平成12年基準低排出ガス車 超☆☆☆	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
④ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆	12 (17.6%)	12 (24.0%)			
⑤ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆☆	6 (8.8%)	6 (12.0%)			
⑥ 平成17年規制適合車	24 (35.3%)	10 (20.0%)			
⑦ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆	4 (5.9%)	0 (0.0%)			
⑧ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
⑨ 平成17年基準低排出ガス重量車 ☆	12 (17.6%)	5 (10.0%)			
⑩ 平成17年基準低排出ガス重量車 ★	4 (5.9%)	1 (2.0%)			
•	•				

【低排出ガス車の導入目標】令和8年3月末までに、平成17年基準低排出ガス重量車(上記⑨+⑩)の占める割合を全保有台数の30%以上とする。

貴社の目標値を記入してください。

(2) 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況(*和6年4月1日現在)

運搬車	車の燃費低減レベル	台数(割合) 令和6年4月1日時点	【参考】台数(割合) 令和5年4月1日時点			
全保有台数		68 (100,0%)	50 (100,0%)			
平成17年度燃費基準	①	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
達成車	② 10%低減レベル	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
	3	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
	④ 5%低減レベル	0 (0.0%)	0 (0,0%)			
平成22年度燃費基準 達成車	⑤ 10%低減レベル	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
建 八里	⑥ 15%低減レベル	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
	⑦ 25%低減レベル	3 (4.4%)	1 (2.0%)			
平成27年度燃費基準 達成車	8	4 (5.9%)	2 (4.0%)			
達成車						

(3) 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む)又は処分業の用に供する低公害型重機の導入状況

(令和6年4月1日現在) 低公害型重機の導入状況 台数(割合%) 全保有台数 10台(100%) (ア)排ガス対策型*1 0台(0%)

> 1台(10%) 1台(10%)

(イ) 低騒音・低振動型*2 (ウ) その他電気駆動型等

- *1 排出ガス対策型建設機械指定制度(国土交通省) *2 低騒音型・低振動型建設機械指定(国土交通省)

(4) 運搬車の排ガスレベルの見方

自動車検査証の「型式」欄に記載されている記号のうち、一(ハイフン)より前の記号(識別記号)を確認する。

識別番号の桁数	排ガスレベル			
1 桁(例 U-●●・・・)	平成 4 年以前の規制適合車(低排出ガス車認定なし)			
2桁(例 GA-●●・・・)	平成 5 年~平成 16 年の規制適合車			
	(低排出ガス車認定なし)			
EA、EB、EC、ED、EE	電気自動車			
DC, DF, DJ, DM, DQ, DT, DW, PG, PH, PQ, PR, UA, UB, UC, UD, UE, UF, UG, UH, UJ, UK, UL, UM, UN, UP, UQ, UR, US, VG, VH, VQ, VR, WC, WF, WJ, WM, WQ, WT, WW, ZA, ZB, ZC, ZD, ZE, ZF, ZG, ZH, ZJ, ZK, ZL, ZM	平成 12 年基準適合/排出ガス 75%低減車☆☆☆			
DB, DE, DH, DL, DP, DS, DV, LA, LB, LC, LD, LE, LF, LG, LH, LJ, LK, LL, LM, LN, LP, LQ, LR, LS, PE, PF, PN, PP, VE, VF, VN, VP, WB, WE, WH, WL, WP, WS, WV, YA, YB, YC, YD, YE, YF, YG, YH, YJ, YK, YL, YM,	平成 12 年基準適合/排出ガス 50%低減車☆☆			
DA, DD, DG, DK, DN, DR, DU, PC, PD, PL, PM, TA, TB, TC, TD, TE, TF, TG, TH, TJ, TK, TL, TM, TN, TP, TQ, TR, TS, VC, VD, VL, VM, WA, WD, WG, WK, WN, WR, WU, XA, XB, XC, XD, XE, XF, XG, XH, XJ, XK, XL, XM,	平成 12 年基準適合/排出ガス 25%低減車☆			
PB, PK, VB, VK	平成 12 年基準適合/排出ガス PM85%低減ディーゼル車			
	$\Delta\Delta\Delta\Delta$			
PA, PJ, VA, VJ	平成 12 年基準適合/排出ガス PM75%低減ディーゼル車			
	<u></u>			
3桁(例 B●●─●●・・・)	(次の表で判別する)			
Z●●	電気自動車又は燃料電池自動車			
7●●	平成 30 年規制適合車 (PHP 車)*1			
6●●	平成 30 年規制適合車/排出ガス 75%低減車☆☆☆☆*2			
5●●	平成 30 年規制適合車/排出ガス 50%低減車☆☆☆☆ *2			
400	平成 30 年規制適合車/排出ガス 25%低減車☆☆☆ *2			
3●●	平成 30 年規制適合車 (PHP 車を除く)*2			
2●●	平成 28 年規制適合車 *3			
Y	平成 26 年規制適合車 *4			
×●●	平成 25 年規制適合車 *5			
W●●	平成 24 年規制適合車 *5			
U●●	平成 23 年規制適合車 *5			
T●●	平成 22 年規制適合/排出ガス 10%低減車☆ *6			
S●●	平成 22 年規制適合車 *6			
R●●	平成 21 年規制適合/排出ガス 75%低減車☆☆☆☆*7			
M●●	平成 21 年基準適合/排出ガス 50%低減車☆☆☆ *7			
Q●●	平成 21 年基準適合/排出ガス 10%低減車☆ *7			
L●●	平成 21 年規制適合車(PHP 車を除く)*7			
F●●	平成 21 年基準適合車(PHP 車)*1			

識別番号の桁数	排ガスレベル
K●●	平成 20 年規制適合車 *8
Н●●	平成 19 年規制適合/排出ガス 75%低減車☆☆☆ *9
G●●	平成 19 年規制適合/排出ガス 50%低減車☆☆☆ *9
E●●	平成 19 年規制適合車 *10
J	平成 18 年基準適合車 *11
D●●	平成 17 年規制適合/排出ガス 75%低減車☆☆☆☆ *13
C●●	平成 17 年規制適合/排出ガス 50%低減車☆☆☆ *13
A●●	平成 17 年規制適合車 *14
B●●	平成 17 年規制適合/NOx • PM10%低減重量車★*12
N●●	平成 17 年規制適合/NOx10%低減重量車☆*12
P●●	平成 17 年規制適合/PM10%低減重量車☆*12

※表中の●は、任意のアルファベット

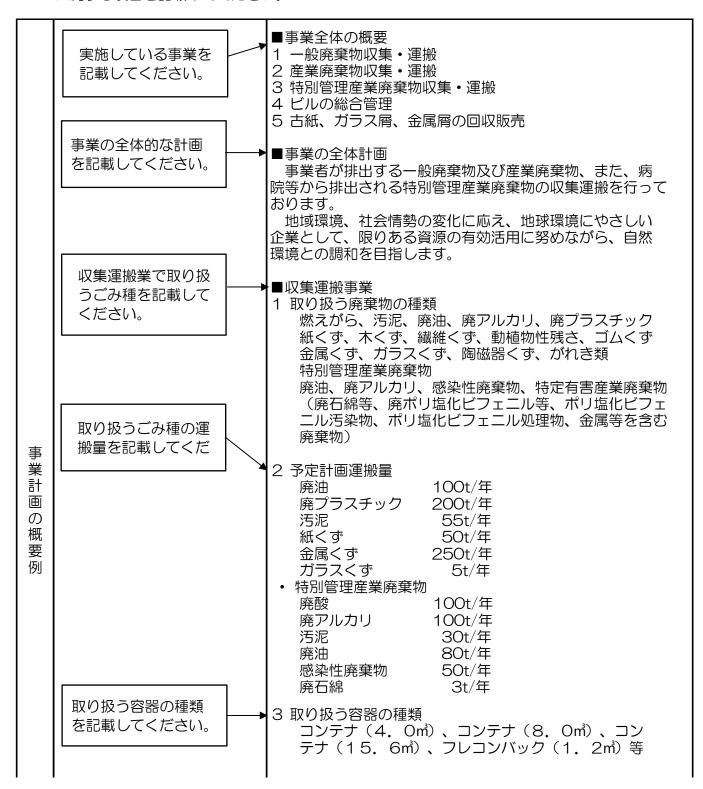
- *1 PHP車
- *2 乗用車、軽量車、中量車及び軽貨物車
- *3 ディーゼル重量車及び二輪車
- *4 ディーゼル特殊自動車
- *5 特殊自動車
- *6 ディーゼル車(中量車の一部(1.7~2.5t)及び重量車の一部(3.5~12t))
- *7 NOx 触媒付直噴ガソリン車及びディーゼル車(乗用車、軽量車、中量車の一部(2.5~3.5t)及び重量車の一部(12t~))
- *8 特殊自動車
- *9 軽貨物車
- *10 二輪車、特殊自動車及び軽貨物車
- *11 二輪車及び特殊自動車
- *12 重量車
- *13 乗用車、軽量車、軽量車及び中量車
- *14 乗用車、軽量車、中量車及び重量車
- ※運搬車の排ガスレベルの見方は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(改訂令和2年10月)環境省より引用

インターネット情報公開における事業計画の概要

(1) 収集運搬業(積替え保管を除く)

参考資料2

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。



車両に関する情報を 記載してください。

業務時間等の情報を記載してください。

安全に関する情報を記載してください。

環境保全に関する情報を記載してください。

4 車両の用途

取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて、適切な車両をし、収集運搬車両排ガス対策として、ハイブリッド車両を導入。

5 事業体制

業務時間 原則 8:00~17:00(夜間排出対応可) 休業日 日曜日、祝祭日

6 安全管理

乗務前にアルコール検出器によるチェック デジタルタコグラフによる運転技術管理 安全運転教育等の定期的な開催による事故防止の徹底

7 環境保全措置

収集運搬業

- ・ 飛散・流出対策 運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れを防止するため、シート及びロープ掛けを確実に行う。
- 悪臭対策 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切 な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。
- その他

毎日の洗車を徹底し、タイヤや荷台を清潔に保つ。

• 緊急事態への対応

地震、火災、台風等を想定し、火災対応訓練や地震対 応訓練等を定期的に行っている。また、地震や台風等 による廃棄物の漏洩や浸水被害を防止するための土嚢 などを設置している。

弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化 運動に協力しています。

8 認証・資格等 ISO14001取得 令和〇〇年 本社

> エコアクション21取得 令和〇〇年 本社

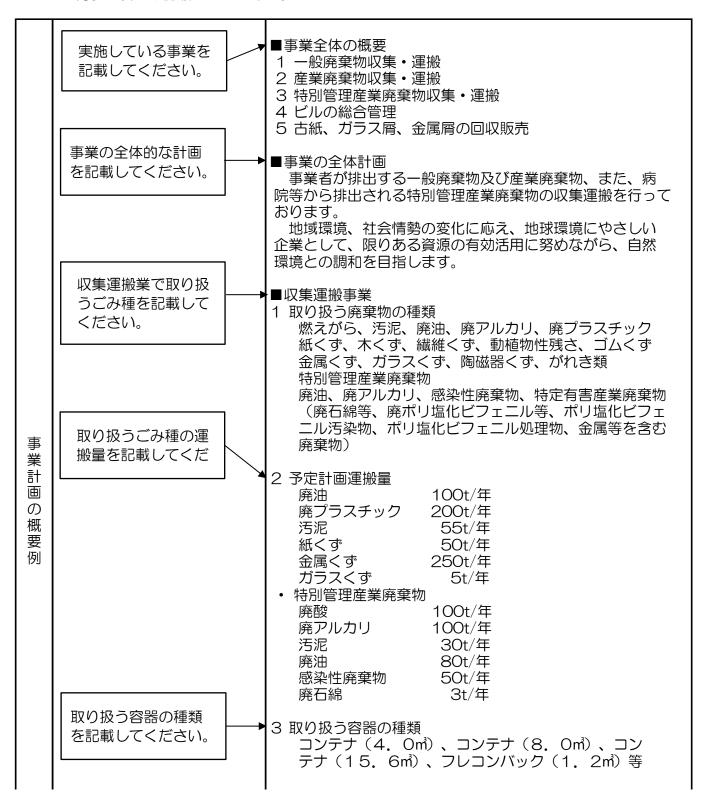
産業廃棄物処理業 許可講習会修了者 収集運搬業 2名配置

インターネット情報公開における事業計画の概要

(2) 収集運搬業 (積替え保管を含む)

参考資料2

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。



車両に関する情報を 記載してください。

業務時間等の情報を記載してください。

安全に関する情報を記載してください。

環境保全に関する情報を記載してくださ

4 車両の用途

取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて、適切な車両をし、収集運搬車両排ガス対策として、ハイブリッド車両を導入。

5 事業体制

業務時間 原則 8:00~17:00(夜間排出対応可) 休業日 日曜日、祝祭日

6 安全管理

乗務前にアルコール検出器によるチェック デジタルタコグラフによる運転技術管理 安全運転教育等の定期的な開催による事故防止の徹底

7 環境保全措置

①収集運搬業

- ・ 飛散・流出対策 運搬中の荷崩れによる廃棄物の飛散、流出、漏れを防止するため、シート及びロープ掛けを確実に行う。
- ・ 悪臭対策 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切 な容器を使用して、悪臭の漏洩を防止する。
- その他 毎日の洗車を徹底し、タイヤや荷台を清潔に保つ。

②積替•保管施設

- ・ 飛散・流出対策 取り扱う産業廃棄物の種類、品目、形状に応じて適切 な車両及び容器を使用して、廃棄物の飛散、流出、漏 れを防止する。
- 緊急事態への対応 地震、火災、台風等を想定し、火災対応訓練や地震対 応訓練等を定期的に行っている。また、地震や台風等 による廃棄物の漏洩や浸水被害を防止するための土嚢 などを設置している。

弊社は、〇〇地域の清掃活動を通して、地域の美化 運動に協力しています。

8 認証・資格等 ISO14OO1取得 令和〇〇年 本社

> エコアクション21取得 令和〇〇年 本社

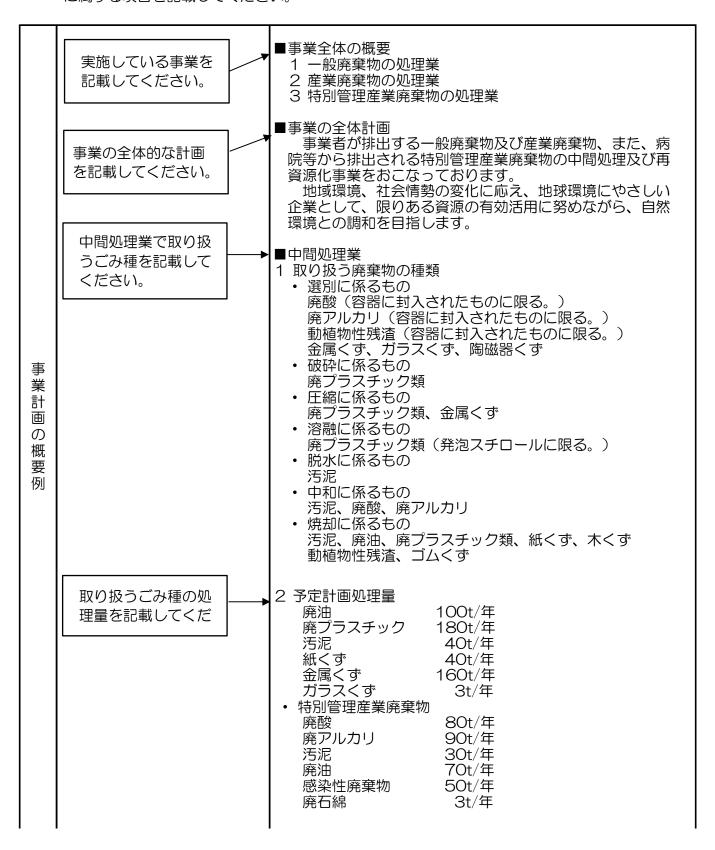
産業廃棄物処理業 許可講習会修了者 収集運搬業 2名配置

インターネット情報公開における事業計画の概要

(3) 中間処理業

参考資料2

優良性基準適合認定制度における事業計画の概要に必要な記載事項例ですが、自社の事業に属する項目を記載してください。



施設維持管理記録

参考資料3

○ 法律では

- ① 平成 10 年 6 月 16 日以前に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設は、下記の法律が適用される。
- 廃棄物処理法施行規則

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

ーから八まで (略)

九 <u>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置</u>(法第二十一条の二第一項に 規定する応急の処置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。

- ② 平成 10年6月17日以降に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設は、下記の法律が適用される。
- 廃棄物処理法

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとするものは、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする物は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- ーから六まで (略)
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(産業廃棄物処理施設の維持管理記録等)

第十五条の二の三 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の<u>申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</u>※維持管理に関する記録は、施行規則第十二条の六第九号で定められているとおり、三年間保存すること。

-裏面に続く-

〇 維持管理記録とは

廃棄物処理法施行規則第十二条の六第九号又は廃棄物処理法第十五条の二の三に 定められた「維持管理の記録」のこと。

○ 審査書類について

- ① 平成10年6月16日以前に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設【書面審査資料】
 - ・廃棄物処理法施行規則第十二条の六第九号の施設の「維持管理に関する点検、検 査等の記録表」

(直近のもので、記録の様式等が分かるもの) の写し

【現地審查資料】

- ・維持管理に関する点検、検査等の記録を3年間分保存されているかを確認
- ② 平成10年6月17日以降に産業廃棄物処理施設を設置・変更の申請した施設【書面審査資料】
 - ・廃棄物処理法第十五条第2項第七号の「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する 計画」の写し

【現地審查資料】

- ・維持管理に関する計画に基づき適正に維持管理が行われ、その記録が3年間分保 存されているかを確認
- ① 又は②に定められた「維持管理」に関する記録を提出及び現地審査で確認

X	ŧ

編集・発行 東京都知事指定第三者評価機関

公益財団法人 東京都環境公社

優良性認定評価室

住所 東京都墨田区江東橋 4-26-5

東京トラフィック錦糸町ビル 5F

電話 03-3644-1381

https://www.tokyokankyo.jp/